# 平成25年第 3回定例会 (第8日目)

津別町議会会議録

## 平成25年第3回 津別町議会定例会会議録

招集日 平成25年3月7日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 25 年 3 月 18 日 午前 10 時 00 分

延会日時 平成25年3月18日 午後3時47分

議 長 鹿 中順 一

副 議 長 篠 原 眞稚子

## 議員の応召、出席状況

議席番号	氏 名		出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	0	0	6	藤原英男	0	$\circ$
2	白 馬 康 進	0	0	7	山 内 彬	0	0
3	村 田 政 義	0	0	8	谷 川 忠 雄	0	0
4	乃 村 吉 春	0	0	9	篠 原 眞稚子	0	0
5	茂呂竹 裕 子	0	0	1 0	鹿中順一	0	0

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

# (イ)執行機関の長等

職	名	氏	;	2	名	出欠		職	名		氏		名	出欠
町	長	佐	藤	多	_	0	監	查	委	員	幾世	橋	良 三	$\circ$
農業委員	会委員長						選挙	管理委	員会委	員長				
教育委員	会委員長													

## (ロ) 委任または嘱託

職名	氏	名	出欠	職名	氏 名	出欠
副 町 長	佐 藤	正敏	0	教 育 長	林 伸行	0
総 務 課 長	竹俣	信行	0	生涯学習課長	伊藤 同	0
総務課主幹	松橋	正樹	$\circ$	生涯学習課主幹	佐藤美則	0
住民企画課長	鴇 田	憲治	$\circ$	学校給食センター主幹	成田信雄	
住民企画課主幹	横山	智	$\bigcirc$	農業委員会事務局長	深田知明	0
住民企画課主幹	伊 藤	泰広	$\bigcirc$	農業委員会事務局次長	川口昌志	0
住民企画課主幹	齋 藤	昭一	$\bigcirc$	選管局長	竹 俣 信 行	0
保健福祉課長	山 田	英 孝	$\circ$	選管次長	松橋正樹	
保健福祉課主幹	石 川	篤	$\bigcirc$	監査委員事務局長	小野寺祥裕	0
こども園準備室長	長 良	英 俊	$\bigcirc$			
特 養 園 長	徳 田	博一	$\bigcirc$			
特 養 主 幹	五十嵐	正美	$\bigcirc$			
産業振興課長	深田	知 明	×			
産業振興課参事	石 橋	吉 伸	$\bigcirc$			
産業振興課主幹	川口	昌 志	$\circ$			
建設課長	江 草	智 行	$\circ$			
建設課主幹	金 野	茂 幸	$\circ$			
会 計 管 理 者	房田	敏 彦	0			
総務課庶務担当主査	近 野	幸彦	0			
住民企画課財政担当主査	青 柳	朋 幸	0			

# 会議の事務に従事した者の職氏名

	職	名		氏	名	出欠	職	名	氏	1	3	名	出欠
事	務	局	長	小野寺	羊裕	0	事務局節	a 時 職 員	安	瀬	貴	子	$\circ$
事	務局	引 主	査	小泉政	敏	0							

# 会議に付した事件

日程	区分	番号	件	7	顛		末
1			会議録署名議員の指名		5番	茂呂尔藤原	方裕子 英男
2			諸般の報告		о ш	114//11	707
3			行政報告				
4			一般質問				
5	議案	37	平成 25 年度津別町一般会計予算	算について			
6	11	38	平成 25 年度津別町国民健康保 会計予算について	<b>倹事業特別</b>			
7	"	39	平成 25 年度津別町後期高齢者 別会計予算について	医療事業特			
8	"	40	平成 25 年度津別町介護保険事業 予算について	<b>業特別会計</b>			
9	"	41	平成 25 年度津別町介護サービニ 会計予算について	ス事業特別			
1 0	"	42	平成 25 年度津別町下水道事業特 算について	寺別会計予			
1 1	"	43	平成 25 年度津別町簡易水道事業 予算について	業特別会計			
1 2	11	44	平成25年度津別町上水道事業会	会計予算に			

日程	区分	番号	件名	顛	末
1 3	報告	2	専決処分の報告について (損害期を定めることについて)	音償の額	
1 4	11	3	例月出納検査の報告について (平 度1月分)	成 24 年	

#### ◎開議の宣告

○議長(鹿中順一君) おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(鹿中順一君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

5番 茂 呂 竹 裕 子 さん 6番 藤 原 英 男 君 の両名を指名します。

#### ◎諸般の報告

- ○議長(鹿中順一君) 日程第2、諸般の報告を行います。事務局長に報告させます。
- ○事務局長(小野寺祥裕君) おはようございます。これから諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。 第1回目の報告から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付している とおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は1日目お手元に配付している説明 員の出席に関する報告のとおりでありますが、職務の都合により一部に異動がありま す場合がありますことをご了承願います。

以上でございます。

○議長(鹿中順一君) これで諸般の報告を終わります。

#### ◎行政報告

○議長(鹿中順一君) 日程第3、行政報告を行います。 町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。 町長。

○町長(佐藤多一君) 〔登壇〕 おはようございます。ただいま議長に発言のお許 しをいただきましたので、先に報告して以降の行政報告をさせていただきます。

はじめに、北海道警察北見方面美幌警察署相生駐在所の本岐駐在所への統合についてでありますが、先に報告させていただきましたとおり、本年度3月末をもって廃止、統合の意向が示されておりましたが、1年間延長し平成25年度末に相生、布川地区住民の理解を得ながら行いたいとの意向が美幌警察署長より示されました。

次に、TPPから「地域」「経済」「生活」を守るオホーツク緊急集会への参加についてでありますが、3月10日、オホーツク圏活性化期成会の主催により、関税撤廃を原則とする環太平洋連携協定(TPP)交渉への参加に反対するオホーツク緊急集会が、オホーツク・文化交流センターで開催されました。会場には農林漁業、議員、経済団体の関係者等、約460人が集まり、津別町からも農協、議会、役場等から参加し、交渉参加断固反対の集会宣言について採択したところです。

次に、北海道社会貢献賞についてでありますが、本年度、自治功労者として鹿中順一議員が受賞され、3月15日、伝達式が行われました。町議会議員、町議会議長としての幾多のご功績に対し表彰されたもので、あらためて深く敬意を表しますとともに、今後のますますのご活躍を祈念するものであります。

次に、特別養護老人ホーム「いちいの園」等の経営移譲についてでありますが、3月17日、林業研修会館において、美幌町の社会福祉法人恵和福祉会 西澤寛俊理事長との間で協定書を取り交わしました。この協定では、経営移譲にあたり、津別町の高齢者介護及び福祉サービスの一層の充実発展を図るために必要な事項を定めるものであり、平成26年4月1日の経営移譲に向け、今後も細部の協議を進めてまいります。以上であります。

○議長(鹿中順一君) 以上で行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長(鹿中順一君) 日程第4、一般質問を行います。

通告の順にしたがって順次質問を許します。

平成24年第6回定例会に引き続き、一問一答の試行として1回目は一括質問一括答 弁とし、2回目から一問一答とします。答弁を含め1議員60分以内であります。

7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) 〔登壇〕 ただいま議長の発言のお許しをいただきましたので、先に通告の一般質問についてそれぞれご回答をいただきたいと思います。

最初に、2年を迎える多目的活動センターについてお伺いをしたいと思います。町長が2期目の平成23年度の町政方針の中で、公約の推進、その中で触れておりますが多目的活動センターを中心に「町は舞台、町民が主役」のまちづくりを進めるとしていると、そういうふうに書かれております。25年度の今回の町政方針では、多目的活動センターを拠点に、大通りに賑わいをつくり出し、地場産品のPRと販売に向けた取り組みをさらに推進するとしております。いわゆるこの方針の中に、イベントの実績を述べられているところです。この活動センターにつきましては、総合計画の推進、いわゆるこれからこの総合計画10年間の推進をする核となるというように我々は考えていたわけです。2年を経過する中でイベント中心になっているということについて、本来のまちづくりをこの施設を中心として進めるべきでないかと思われますが、それについてお伺いをしたいと思います。

次に、津別高校振興対策についてお伺いをしたいと思います。地域キャンパス校となり1年を迎えようとしておりますが、25年度の第1次出願状況では19名との報道があったところです。本日、入試の合格発表がされる日でありますが、この19名が今回の合格発表でどういう数字になったかまだ情報を把握しておりませんが、これは非常に厳しい数字になっていると思います。厳しいのはある程度想定した中での存続に向けたこれまでの振興対策であったと思いますが、これも限界ではないかと考えるものです。新たな振興対策は必要であると思いますが、このことについて考え方についてお伺いをしたいと思います。

次に、学校統合について、今回教育行政方針が町長の町政方針とは別に述べられて おります。この中で、活汲中学校を津別中学校に平成26年度から統合するということ で、地域の理解を得たと、そういうふうに報告されているところです。これにつきましては、教育行政にとって大きなことであります。しかし、これまで活汲地域において培われてきた合同運動会、リコーダーアンサンブルなどの絆を深める活動について、 今後どういうふうになるのかお伺いをしたいと思います。

二つ目ですが、中学校の統合、それから平成27年度から活汲保育所が認定こども園に統合され、残された活汲小学校の児童は、一層厳しい教育環境になると思われますが、このことについてどう考えるのかお伺いをしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 山内彬君の質問に対して理事者の答弁を求めます。 教育長。
- ○教育長(林 伸行君) 〔登壇〕 それでは、2番目のご質問でございますけれど も、先に私のほうから津別高校振興対策についてお答えさせていただきます。

津別高等学校の振興及び存続につきましては、平成8年度に立ち上げました津別高等学校振興対策協議会の支援をいただきながら、町、教育委員会、高校が一体となって魅力の創出や生徒の確保に取り組んできているところであります。その結果、平成22年度までは41人以上の生徒数を維持し、なんとか二間口を確保してきたところでありますけれども、平成23年度は入学者が31人となったことから特例二間口としての救済措置が適用されなくなり、道教委が示す公立高校配置計画により津別高等学校は平成24年度から管内4校目、全道15校目のキャンパス校に移行することとなり間もなく1年を終えようとしているところであります。キャンパス校の存続条件としては、一つは5月1日現在の1年生が20人を上回り、かつ地元中学校卒業者の入学者が50%を上回り、かつ今後も入学者の増加が見込まれるという場合であり、そのどれかが欠けると存続が厳しくなるというもので、条件をクリアできない場合は募集停止、そして統廃合の対象になるという厳しい一面をはらんでいます。

さて、平成25年度の津別高等学校への入学状況でありますが、現状では議員がご指摘のとおり第1次出願状況で19人となっており、いきなりキャンパス校の存続基準を下回る厳しい局面を迎えているところであります。目下高校では2次募集における生徒確保のため、3月8日から12日にかけて、本日の合格発表で1次志望が通らなかっ

た生徒に2次募集で津別高等学校に来てもらえるよう、この2次募集は3月25日まで の取りまとめというふうに聞いてますが、校長自ら町内外の中学校回りをしており、 何とか基準をクリアできるよう2次募集結果に一縷の望みを持って期待しているとこ ろであります。ご質問のこれまでの取り組みの検証並びに今後に向けた新たな魅力づ くりの必要性につきましては、議員と認識は全く同じであります。昨年11月の入試願 書取り寄せの段階で、津別高等学校への出願数は20人を確保できないのではないかと いう情報を得たことから、一刻も早く対策を練る必要があると判断し、さっそく町内 中学校長、高校校長、私の3者で緊急の会議、打ち合わせを持ったところであります。 会議では、当初見込みが大きく動いた経過並びに今できること、今やらなければなら いことは何か等を協議し、それぞれの立場で対応すること等を確認したところであり ます。今できることとして、中高間において、高校の現在の姿や学校経営内容などを 正しく理解していただくことにつながる学校訪問、学校だよりの発行、学校説明会の 増加、これは新年度を待たないですでに中学、高校ともに動き出しています。あわせ て、町の支援を得て北見市等からのバス通学費の補助、校納金の補助、振興対策協議 会を通じて実践している各種取り組み、進学、就職先の進路決定率を2年連続して 100%を達成したといった努力の成果等、こういったことを関係者にしっかり伝えると いう努力をしているということも高校から伺っているところであります。

また、教育委員会も高校存続問題に取り組んでいる自治体を視察し、この先地元中学校の卒業生が減少することを踏まえた対策を組み立てるのにあたって、生徒のニーズ、親のニーズはどこにあるのかを把握するための授業メニューと新たな魅力づくりにつながると期待できそうなメニューを高校、さらには道教委に素案として提案いたしましたけれども、何分にも時間が足りなく新年度予算に反映するまでには至っておりません。まずは、25年度の入学者数を当面の目標である20人以上確保できるよう高校に最善を尽くしていただきたいと要請しているほか、今後の町内中学生の卒業者数を見ると地元中学からの入学だけでは高校存続が難しいことから、一つは地元中学生向けの取り組みと、もう一つは近隣市町の生徒にも進路先として津別高等学校を選択してもらえるよう両面からの取り組み先を検討し、振興対策協議会のお力添えをいただきながら、できるだけ早い時期に成案とし、議会及び関係先と協議をさせていただ

きたいというふうに考えています。

いずれにいたしましても、25 年度の状況によっては、以後の存続に大きな影響があるとの危機感を持って道の教育機関ではありますけれども、中学校、高校、振興対策協議会はもとより、関係機関等と一体となって町内唯一の高校を守れるよう努力してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、3番目のご質問でございますけれども、学校の統合についてお答えさせていただきます。

最初に活汲中学校統合に向けての協議経過からのお話をさせていただきますけれども、活汲中学校の教育環境を今後どうするのかという協議は、平成15年当時生徒数が減少し始める平成17年度での統合を教育委員会案としてお示ししましたが、地域の強い反対があり統合を見送った経過がございます。その後、平成23年6月、7月に開催のPTA説明において、生徒の減少と学級数の減少が今後も続くことから、教育委員会として平成25年4月からの統合を提示いたしましたけれども、性急過ぎるとのことからアンケート調査結果等を踏まえ、平成27年4月からの統合を再提示し、これを基本としてPTAと協議をしてきた経過であります。しかし、今年度に入って、在学中の1年生が町外に転出することとなり、これにより平成26年4月から複式の1学級になるという公算が強くなったことから、教育委員会といたしましては、複式の1学級により3人の先生で、技術と家庭を含めると10教科ありますけれども、この10教科を教えるということは、中学生の教育環境として好ましくないというふうに判断いたしまして、去る2月にPTA及び地域に説明し、統合年度を早めて平成26年4月から津別中学校に統合することでご理解を得、PTA会長、関係5自治会長と覚書の取り交わしも終えたところであります。

統合の協議の中でPTAから、統合して子ども同士の人間関係がうまくいくのかが 心配だという声が出されましたけれども、これにつきましては、活汲中学校と津別中 学校間でバス見学や木育授業など、そういった交流活動を多く持つことなどで子ども がスムーズに新しい環境や新しい級友となじむよう努力したいというふうに考えてお ります。

ご質問の学校行事等の取り組みにつきましては、現在、運動会、学芸会は小中のほ

か保育所にも参加してもらって実施しておりますけれども、中学校が抜けることにより学芸会を一つ例にとれば、児童の出番が多くなることによる体力的あるいは状況によっては精神的な負担、それをカバーするための取り組みの工夫だとか、あるいはこれまで以上に練習日数が必要になるというようなことがあるのかなというふうにも考えています。運営面におきましては、小学校が単式校になることにより教員数が減るため、これまで以上に地域の協力と青年層の協力が必要となりますが、教員の頑張りと地域全体の協力で対応してまいりたいというふうに考えております。

また、活汲校の特色になっていますリコーダーの取り組みにつきましては、複数の希望者が活動を継続したいという意向であれば、津別中学校では現在トランポリンやバトンなどの少年団、あるいはサークル活動への支援を行っておりますけれども、これらと同様に部活に準じた活動支援は可能であると津別中学校に確認をしているところであります。

次に、ご質問の二つ目、保育所が平成27年4月に統合されると小学校は一層厳しい環境になると思われるが、このことについてどう考えるのかということについてお答えをさせていただきます。

前段申し上げました統合につきましては、中学校の統合でありましてPTA及び地域説明会でも小学校の統合問題とは切り離して協議させていただきたいというふうな説明をしてきております。確かに、PTA及び地域説明会の中で小学校の統合問題が話題になりましたけれども、教育委員会といたしましては、中学校統合後の小学校が単式校になった場合の児童数、学級数、さらに教員数の推移などについてのみPTA及び地域の皆さんにご説明し、現状及び中学校統合後の状況を知っておいていただきたいという内容にとどめております。ご指摘の小学校の教育環境問題は、保育所の統合と不離一体で検討していく必要があるというふうに認識しており、保健福祉課には、保護者や地域協議の際に教育委員会も同席させてほしいというふうに申し出ているところであります。また、保育所の統合などの動きを見ながら、教育委員会といたしましては、改めてPTAや地域協議をさせてほしいと説明してきていますが、まずは統合する中学生同志がお互いにうまく人間関係を築いていけるよう努力したいというふうに考えており、その後流れを見ながら地域の声をしっかり把握した上で、児童の望

ましい教育環境はどうあるべきかについて判断し、対応してまいりたいというふうに 考えています。まずは中学校の統合をスムーズに進めること、そして地域の声をしっ かり聞くこと、これが先決であるというふうに考えておりますので、現状をご理解い ただきますようよろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 〔登壇〕 それでは、私のほうから多目的活動センターの関係でご答弁申し上げます。

大きく二つ質問があったというふうに思いますけれども、イベント中心の利用であり、まちづくり本来の運営をすべきではないかということでございます。この多目的活動センターで実施されています各種のイベントでありますけれども、これは行事消化的な取り組みではなくて、準備段階の過程で一つ一つ「町は舞台、主役が町民」の視点を込めて田園工房のまち・つべつというものを目指しているところでございます。ここで、開催されるようになりました各種イベントにつきましては、まちづくりセンター運営協議会が独自で行うもの、それから協議会が実行委員会のメンバーに入って行うもの、そのほか各団体が独自で実施するビールパーティーだとか、雑貨市、あるいは料理講習会やランチ会、またはリフォームフェアだとかさまざまな催しが開催されておりまして、この2年間の中で、人と人との交流が広がっているという認識をしているところでございます。

また、カフェコーナーにつきましては、ここは中高生の自習の場、学習の場にもなっておりますし、それから子育て中のお母さんや中高年女性のおしゃべりの場ということにもなっております。あるいは、ビジネスの打ち合わせの場などとしても活用されておりまして、施設ができる以前と比較しますと風景が一変しているというふうに認識しているところでございます。

また、オープン当初から観光協会をはじめとしまして、町内各飲食店や宿泊施設、 企業や団体などと連携を図りまして、津別グルメマップや現在作製中の津別遊び体験 くつろぎマップの発行のほか、フェイスブックなども活用した情報発信機能の充実に 向けたシステムの再構築を進めているところでございます。ただ、街並み整備と総合 計画の推進管理についてはまだ手掛けられていないため、今後まちづくりセンター運 営協議会、配置職員、そして所管課が連携して進めていくことになるというふうに考えているところです。

それから、二つ目のイベント中心であれば専任の管理職の配置は必要かということでございますけれども、総合計画による当多目的活動センターにつきましては5つの役割を持っておりまして、これをさらに充実させていくためには、しばらくの間行政として責任を持って臨時職員を含む職員の配置を行うことが必要だというふうに考えております。そこに、管理職を配置するかどうかにつきましては、これは役場全体の人事上の構成も含んでいるということもありますので、ご理解をいただきたいというふうに考えます。

以上でございます。

- ○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。
- ○7番(山内 彬君) 最初に教育委員会のほうの津別高校振興対策について再質問させていただきたいと思います。

それぞれ教育長からご答弁いただいたわけでございます。回答のとおりキャンパス校で2年間20人を切って、この高校がいくならば3年目からいわゆる再編成の対象になるというふうに言われているところであります。私が何回かこの問題について一般質問をさせていただいたところですが、毎年同じような振興対策の予算計上ということで、この厳しいことを想定されていたと思いますけれども、もうここまで来て、これまでの取り組みについて同じようにやってきたということの反省を踏まえて、真剣になって津別高校の存続に向けた対策が必要ではないかというように考えるところであります。ただ、いろんな金を出せばいいという問題もありますけれども、やはり生徒の将来を考えた中での新しい対策が必要ではないかと、そういうことでございます。津別中学校、今年53人~54人の卒業生だと思いますけれども、これが19人を切って、聞いたところによると15人ぐらいになるのではないかという話も聞いているところです。今回の回答の中で、中学生が卒業されてそれぞれ進路を北見、美幌等に行かれると思いますけれども、なぜそこを選んで行かれるのか、そのあたりの分析についてお伺いをしたいというように思います。当然、教育委員会含めてこの問題について努力しているのはわかるところであります。今後の新しい魅力づくりについては、やはり

- 一年一年の対策ではなく将来に向けたことを考えるべきでないかと、そういうふうに 思いますので、再度お伺いをしたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(林 伸行君) 何点かご質問ありましたけど、私のほうからお答えをさせていただきます。

最初に、これまでの取り組みの内容、そういったことをしっかり踏まえて、次に進 めるべきでないかと、これまでの内容について、どのように考えているのかというこ とからまずお話をしたいというふうに思いますけれども、先ほども答弁で申し上げま したとおり何よりも一番の成果は、子どもたち卒業生の進路が2年続けて100%達成し ているということであります。これは、進学、就職合わせてでありますけれども、ど この学校でもなかなか 100 を目指しながらも、そこを達成できるということはないと 思いますけれども、このことについては素晴らしい成果、その取り組みの背景として は、やはりいろんな学力のレベルがありますけれども、場合によっては振興対策協議 会の費用を使った学び直し、そういったことにも講師を呼んで対応しているというこ とで全体の底上げを図りながら社会に必要な、そういった知識、技術、そういったも のを身に着けさせるというようなことに取り組んできておりますので、高校の努力に ついては、私も認めているところであります。ただ、親にいたしましては、あるいは 子どもの思いといたしましては、いずれ職業人になるというふうなことを踏まえて、 高校途中にありますけれども、将来どういう職に就きたいのか、あるいはどういう生 き方をしたいのかというところも、子どもにとっても親にとっても大きなポイントに なるのではないかなというふうに思っています。そういった観点から、じゃあ、自分 の進路としてどこが望ましいのかというふうなことで進路を選んでいくことになると 思いますけれども、これまでの聞かされている声、あるいは他の類似する小規模の学 校の声といたしましては、やはり津別高校も同じようなことがあるのかなと思うので すけれども、やっぱり生徒数が少ないということで部活ができないと、そういったこ とが一つ選択されない理由なのかなというふうに思います。やはり好きな部活で自分 の可能性をさらに伸ばしてみたいというふうなことはあると思いますけれども、そこ が達成できる可能性としては少ないということ。それから、決して津別高校のこれま

での取り組み、成果を見ると、そういうことはないのですけれども進学ができなさそ うだとか、よい職業に就けなさそうだとかというようなことも聞かされているところ がありますけれども、これらについては、学校だより等でも確認いただいていると思 いますけれども、国公立の大学への入学、それから就職につきましても、各種公務員 等、それから大きな団体、会社、そういったところにも入っておりますので、これに ついてはちょっと当たらないのかなというふうに思っています。ただ、さらにそうい った子どものニーズ、親のニーズについて把握しながら、先ほどお話されました一年 一年の取り組みではなくて、複数年の取り組みが必要ではないのかというふうなお話 がございましたけれども、私もまず、すぐに取り組まなければならないものと、やは りこれから2年、3年、あるいは5年かけて根が生え、花が咲くという事業も、ある いはその取り組みもあると思いますので、そういったことを分けながら考えていく必 要があるかなというふうに思っています。私もまだ就任間もなく、こういった問題に 対処しなければならないというふうに思っていませんでしたけれども、振興対策協議 会、それから高校、それから道教委、道のほうも心配して大丈夫かというようなこと で町のほうにも訪ねて来てくれました。そういった中でお話をさせてもらっておりま すけれども、そういったことも含めて新年度に向けては、しっかり取り組んでいきた いなと。今までのこともこれはベースになる部分が十分ありますので、今までの取り 組みをしっかり踏まえて新しい魅力づくりについても取り組んでいきたい。その魅力 づくりにつきましては、できれば新年度早々に高校にお願いして中学生にアンケート をとってもらいたいなというふうに思っております。それは、津別高校を選ばない理 由というのは、これはすぐ学生に聞けばその理由が出てくるのかなというふうに思い ます。地元の中学生が中心になると思いますけれども高校を選ばない理由、先ほど言 ったようなことが入っているのか入ってないのか、その辺のところについても、ニー ズを把握してすぐ取り組めるものについては年度途中でありますけれども、議会等と も協議させていただきながら必要な対応を図ってまいりたいというふうに思っている ところであります。

以上でお答えとさえていただきます。

○議長(鹿中順一君) 一問一答の試行でありますので、質問する側も答弁する側も

もう少し簡潔にお願いします。

7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) 教育長のお答えで今後鋭意努力されて津別高校の存続に向けて力を発揮していただきたいと思います。

次に、学校統合についてお伺いをしたいと思います。お答えをいただいたところでありますが、いわゆるこの中で、教育方針にも述べられている今年の新年早々から、学校間のいわゆる交流授業の拡大や部活動の合同練習などをやっていきたいと、そういうふうに述べておりますが、その点について具体的に新年度からやるということでございますので、この点についてお伺いをしたいと、そういうふうに思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(林 伸行君) まず、学校間の交流につきましては、先ほど申し上げましたバスの見学、それから今木育に取り組んでいますけれども、そういった木育授業。それから、部活の関係につきましては、活汲中学校には団体競技はありませんけれども、例えば野球部に入りたいとか、サッカー部に入りたいとか、あるいはバレーをやりたいとかといった場合には、来年入学する予定の生徒に対して、津別中学校で1年前倒しで部活に参加すると。合同で参加する。あるいは、ゲーム等にも出るというようなことで、そういった授業だけでなくて部活動等、あるいはそれ以外の交流授業で交流を図れないかというようなことについて考えているところであります。これについては、すでに校長会等でも話をしまして、新年度早々から取り組めるというようなものについてメニューを上げて考えてほしいということで今学校間での話も進めているところであります。
- ○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。
- ○7番(山内 彬君) 私も15日の日、活汲の卒業式に参加していたところです。生徒のそれぞれ個々の中学校最後の言葉として、後輩もいたところですが、やはり統合の心配については、子どもたちそれぞれかなり持っているというふうに感じたところであります。その中で、今回学校間の交流を進めるということで、予算のほうも見たのですが、子どもたちの移動だとか、そういうものについてどういう対応されるのかお伺いをしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(林 伸行君) 特に移動の関係で必要になるのは、部活動が出てくれば頻繁な送り迎えが必要になるかと思いますけれども、それにつきましては、東岡のスクールバス、これを充てたいと考えています。それから、全体での移動についてスクールバスでの対応ができない場合については、町の福祉バス、これを充てたいというふうに考えています。
- ○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君
- ○7番(山内 彬君) わかりました。

活汲の中学校、今回3年生5人が卒業されて残り今の1年生が1人、それから2年生が6人という数字になっている報告をいただいておりますが、次の今年6年生卒業が7人と、多分活汲中学校が全部で14人ぐらいになるのではないかなというように思いますが、この中で生徒が男女別それぞれ数字が出ておりますけれども、特に今度2年生になるのが1人という形になっておりますが、中学校で交流授業をやるに当たって、この生徒数についての関連について不安がないのかどうか再度お伺いしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(林 伸行君) 生徒数につきましては、25 年度1年生6人、2年生ゼロ、3年生5人というふうな状況になります。塊ができるだけできるようにということで、学校には統合したときにクラス分けが出てくると、2学級になるという状況になる場合については、ある程度塊について考慮してほしいということで、学校のほうに話をしています。また、統合により、活汲の子どもたちの不安も出てくると思いますけれども、そのときにやっぱり寄りどころになるという教師についても道教委のほうに話をして、できるだけそういう配慮もお願いしたいということについても道教委のほうにお願いして対応を求めているところであります。
- ○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。
- ○7番(山内 彬君) わかりました。27年4月からこども園に活汲保育所が統合になるということで決まっているわけですけれども、今度先ほどの教育長のお答えの中にも出ておりますが、このこども園が開設されて活汲の保育所から津別に来ると。そ

してまた、活汲の小学校に戻るというような形になりますけれども、これは前からいろいろ議論されているところであります。今回小学校に活汲に入学されるのが1名というふうに聞いておりますが、1名入っても11人の生徒数になるのではないかなと、そういうふうに心配されております。そんな中で保育所が津別に、こども園にされた後の活汲小学校の10人程度の在籍数で、これまでやってこられたものが急に変わるという中で、心配があるのではないかと思いますが、それについて教育長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 教育長。

○教育長(林 伸行君) まず、今後の活汲小学校、中学校統合後の子どもたちがど ういうふうになっていくのか、あるいは先生の数がどうなるのかということについて お答えしたいというふうに思います。26年度は、複式の3学級で児童数9人、これに よりまして学級数3、特別支援1学級ありますので含めて4、それと、教員数が合わ せて7人であります。それから、27年度は、複式の2学級にここはなってしまいます。 児童数は6人です。2学級なので教頭が未配置になります。さらに11人に満たないの で養教が未配置、それから15人に満たないので事務職員未配置ということで校長含め て3人の教員になります。それから、28年度は、複式の3学級に戻りまして児童数10 人、したがいまして先生4人。それから29年度は、複式の3学級、児童数9人で4人。 30 年度に今のところ、このままいけば7人が入学すると、この年。そういうふうな状 況で複式の3学級ですけれども15人の生徒、これによって児童数が増えたことによっ て先生が6人。それから31年度は、16人になるということで先生が7人というふうに、 一時的にこういうふうに統合後増えるような要素はあるのですけれども、9人、6人、 10人、9人といったような児童数が果たして子どもたちの教育の環境として望ましい のかということについては、非常に判断が難しいところでありますけれども、これま で先般開校 100 年の節目を迎えたところでありますけれども、地域に非常に根付いて いる学校でもありますし、この辺については今このことを踏まえて取り上げてどうこ うということではなくて、PTA、それから地域、こういった数字はお示ししていま すので、その数字を踏まえてどう考えるかということについて協議をさせていただき たいなというふうに思っています。

- ○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。
- ○7番(山内 彬君) わかりました。

次、多目的活動センターについて再度お願いをしたいと思います。それぞれ町長からお答えをいただいたところです。私が申し上げたのは、2年を経過してイベント中心となっていると。それから、町民の声を聞いているかどうかわかりませんけれども、使いづらいとか、入りづらいとか、いろいろ私どもも聞いているところです。そうした中でもう少し、このイベントはいいのですけれども、本来目的の町民の多くがあそこに、この目的に沿ったことで入れるようにしたらどうかということで考えているところであります。そのことについて再度お伺いをしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 1回目の答弁でお話ししましたように、イベント中心という ことで、なんとなく遊びが中心のイメージといいますか、お祭り騒ぎ的に終わってな いかというようなふうにも聞こえるわけですけれどもそうではなくて、これは皆さん にもお配りしております第5次の津別町総合計画がございます。これは、議員もご承 知のとおりさまざまな方たちが、50人ほどの町民が加わってつくり上げたものでござ いますけれども、その中に津別町が直面する主要な課題と今後の展開方法というのが あります。その中で、津別町のプラスの要素とマイナスの要素が記載されておりまし て、そのマイナスの要素の中では、町が暗いと。それから中心街に活気がない。それ から高齢者や女性たちが交流する場がない。情報の発信が少ないというような、ほか にもありますけれども、こういったことを今この多目的活動センターさんさん館を通 じて今改善をして、もう間もなく今月末で2年を迎えるという状況です。ですから、 2年前のあそこはどうだったのかということを見ていただけると、間違いなくにぎわ いは出てきているというふうに思いますし、そこにこの2年間で、札幌からのNPO だとか、それから地元にも新しくドリームファームというのができて、そこでその人 たちもここで活動されているというようなこと等々を今出始めていますので、それを 手助けをしながらまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、ご 理解をいただきたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) 町長が言うのはわかるのですけれども、親しまれている施設 かどうかということを私はお尋ねしているのであって、私もたまたまあそこを見にいってはおりますけれども、イベントで数字を実績を重ねるのはいいですけれども、やはりあれだけの施設をつくったということは、多くの町民の方があそこを利用されるような形のものを考えてほしいということで申し上げたので、それについて再度お伺いをしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 親しまれているかどうかということにつきましては、やはり 入り込みが2年を通して見ていくと増えて来ているということですから、親しまれて きているのではないかという判断をしているところです。答弁でもお話ししましたよ うに、中学生や高校生が仲間を誘って一緒に勉強道具を持って来て、そこで勉強して いると。よく北見へ行きますと、そういう所がありますけれども、それがなかなか津 別にはなかったと。そういう使われ方もしていますし、例えばお年寄りの方も、自分 たちの漬物だとかいろいろなものを持って来て、朝の開店から夕方の4時ぐらいまで ずっとそこにいて話をしているだとか、そういうのがあります。ですから、そういう 中でお互いがそこに来る人たちが話し合って、そしてそこにいる職員等々に、こうい うふうに、ここはこうしたほうがいいのじゃないか、ああしたほうがいいのじゃない かというようなのをどんどん出してもらう。あるいは、今まだ置いていませんけれど も、よその通りすがりにバイクで寄って行ったりとか、いろんな方たちがいますけれ ども、そういう人たちに、あるいは町民の人たちにアンケート用紙でも置いて、こん なことをやってみたらどうかということが思いついたことを書き込んでもらうという のも一つの方法かなというふうに思いますので、いろんなまた皆さんの意見が吸い上 げられるような方法というのを考えながら、中心市街地に少しでも元気を取り戻して いきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。

○7番(山内 彬君) 町民が親しみが感じないという理由は、町長はわかっているかどうかわかりませんけれども、先ほど町長からお答えいただいた専任の管理職が、 役場の全体的な人事配置の問題でというお答えをいただいたところですけれども、見 る中では、あそこに優秀な管理職が1人あそこについているというのは、行政コストを含めて必要ではないのではないかということで思われますが、これについてお伺い したいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 現在配置している者につきましては、ご承知のように第5次の総合計画をつくる上で、2年近くかかっていたわけですけれども、そこの事務局的に中心となってやってきております。この中でまだ先ほど言いましたように、総合計画の進行管理というのがまだ十分できていないと、手掛けられずにいるということでございますけれども、そういった総合計画づくりをずっと携わってきた人間を今管理職として配置しておりますので、それはそれまでの流れをよく承知しているというふうに思っていますので、そういう配置で今取り進めています。ただ、将来ともども何年もそういう形をとるかどうかというのはまた別の問題でして、これはまちづくりセンター運営協議会が、皆さんお仕事を持ちながらやっている方がほとんどおりますので、そういったところに例えば公募をするなり、あるいは再任用を使うだとか、さまざまなことがまた考えられてくるというふうに思いますので、そういったことも含めてしばらくの間は、今の形で所管課と連携をとりながら進めていきたいというふうに考えています。
- ○議長(鹿中順一君) 7番、山内彬君。
- ○7番(山内 彬君) 町長が言っているあそこは重要な拠点となると。その中に総合計画の進行管理的な機構を持たせるというふうにきちっと言われております。かつ、まちづくり基本条例の制定などの準備をするというふうにも書かれていると思います。2年を経過して、何らそれあたりが見えない中で、先ほど私から何回も言っているとおりイベント中心となり過ぎているのではないかということで、この二つについて、やはりきちっとした形で方向を見せていただきたいというように思います。その点について再度お願いします。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 課題としては承知しておりますので、今この2年間の中で、 人と人との触れ合いと。先ほど言った総合計画の中で町としてのデメリットの部分、

それを今一つ一つ解消しているところですので、その先にあるまだ取り掛かっていない部分がありますので、それはまた逐次取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

○議長(鹿中順一君) 暫時休憩をします。

休憩 午前 10 時 54 分 再開 午前 11 時 5 分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番(茂呂竹裕子さん) 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので 通告に沿って一般質問をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、1点目の乳幼児の医療費等の償還払いの改善についてです。この問題につきましては、昨年9月議会で乳幼児等医療費について質問いたしました。町長は、初診時一部負担については、改善の方向で検討したいと答弁され、25年度には予算化されており、このことは評価をしているところです。一方、現物支給につきましては、町外の各病院との合意が必要で市町村で制度が異なり病院で対応するのは非常に難しいと言われており、町としては従来どおり償還払いにせざるを得ないと判断しているとのご答弁でした。そこでお聞きしますが、親にとって子どもの病気はそれ自体大変な負担です。働いている方は職場を休んで看病しなければなりませんし、町外の病院にも連れていかなければなりません。また、薬局で薬を処方してもらい、その上役場に行って償還払いの手続きをしなければなりません。このような苦労に対して改善するお考えがあるのかをまずお聞きします。昨年9月以降、軽減のための研究、努力されたかあわせてご答弁願います。

もう1点ですが、高齢者や障がい者などの交通弱者の移動手段の確保についてお尋ねします。中心市街地から離れた団地など周辺に住む高齢者や障がい者は通院や買い物、町内で行われる行事やイベントなどに参加したくても交通手段が限られているた

め不便を感じる人が年々増えてきております。高齢化が進み、足が不自由になって家から出られないとか、長くは歩けないのでハイヤーを使っているけれど年金暮らしではそうしょっちゅう使えない。また、家に閉じこもってばかりではいけないと思って寿大学に入ったけれど、夏は自転車で行っていたが冬は公民館まで歩かなければならないので大学をやめようかと思うというような声も聞いております。私の耳に入ってくる情報はほんの一部だと思います。もっとたくさんの方が不自由を感じていたり、生活を制限しているのではないかと思います。町営バスを廃止したことで、一層不便になった地域もあることから、高齢者の足の対策を考える必要があると思いますが、町長のお考えを伺います。

- ○議長(鹿中順一君) 茂呂竹裕子さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 〔登壇〕 それでは、茂呂竹議員さんからお話のありました 2点について答弁申し上げたいというふうに思います。

まず、一つ目の乳幼児等医療費償還払いの改善でございます。これは、かかった医療機関の窓口で自己負担分を支払わなくてもよい現物支給と呼ばれる方法につきましては、確かに国保連合会に審査支払い事務を委託する方法がありまして、手数料1件79円70銭お支払いすると、そういう現物支給の方法を代わってとってくれることになってございます。国の考え方につきましては、国は医療サービスを受けたときは、受診者は一定の負担をすべきだと考えておりまして、厳しい財政状況や実行性のある少子化対策の再構築が求められている中、重い障がい児、あるいは低所得家庭などは別としましても、全世帯に対する乳幼児医療費無料化に対しましては疑問を持っているところでございます。さらに市町村が現物支給の方法をとりますと、休日診療や時間外診療が増え、さらには受診回数も増えるということで、いわゆるコンビニ受診が増加して医療費が増えていくというふうな考えをしているところでございます。そうしたことから国としましては、国庫負担金の調整措置を講じなければ法定どおりに医療費自己負担分を徴収している市町村との間に不公平が生じるということで、法令に基づきまして国庫負担金の調整、つまりオーバーする部分を減額する措置を国はとっているところでございます。

本町につきましては、子育で家庭を支援しようということで、道の乳幼児等医療費助成事業を拡大いたしまして、中学生までの入院、通院までの医療費を無料化し、本年4月からはさらに自己負担していた初診時一部負担金の助成を行おうとしているところでございます。本町の助成方法は、いわゆる償還払いをとっておりますけれども現物支給にすることによって、国保の国庫負担が減額されるとともに国保連合会に対する事務手数料が加わりまして結果として保険料のアップの要因につながっていくのではないかというふうにも考えているところでございます。償還払いは病院の窓口で自己負担分を支払いまして、そして役場の窓口でその分を戻してもうら手続きが必要になってきます。医療費を無料化する目的は、十分現在の段階で果たされているのではないかというふうに判断しておりまして、現行の償還払い方式を継続したいというふうに考えているところでございます。なお、今後町のホームページから申請書をダウンロードできるようにしまして、そして領収書を同封する郵便申請の方法も考えていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、二つ目の高齢者、障がい者等交通弱者の移動手段についてでありますけれども、今町には津別町地域公共交通総合連携計画というのがございます。これは国の補助を受け、町内全域を対象としたアンケート調査、あるいは乗降調査、さらに沿線住民を対象としたヒヤリング調査を行いまして北見工業大学の高橋清准教授を会長になっていただきまして津別町地域公共交通活性化協議会での議論を経て、平成21年3月に策定したものでございます。ただ、この計画は市街地から離れた地域間を結ぶ交通のあり方を主眼として作成したものでありまして、市街地内の公共交通のあり方については協議されてございません。本町は、この地域公共交通総合連携計画に基づきまして、昨年10月から町営バスを混乗スクールバスとして無料化して運行開始いたしました。開成線につきましては、北見バスに運行移譲いたしまして、計画を一つつ今整理して実現しているところでございます。

市街地内の公共交通のあり方につきましては、関連する施策としては現在進めています歩いて暮らせる木の住まいづくりともリンクをさせながら、まちなか居住重点ゾーンの整備を今進めているところでございます。お隣の美幌町では、市街地内の公共交通といたしまして平成21年度から公共施設や病院、商店などを結ぶ町内循環バスが

阿寒バスによって運行されておりまして運賃は 100 円、1日7便が運行されております。これに対し町は 534 万円ほど 24 年度では助成を行っているというふうに聞いているところでございます。津別町ではまちなか居住を目指す住宅整備を今進めているところですけれども、これにはまだまだ時間がかかりますので、今後につきましては、市街地内の交通を確保する方法について、先ほど申し上げました美幌町の例も参考としながら、関係者、それから関係する課、機関、あるいは関係する会社とも協議を行いまして本町の場合のあり方を探っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 5番、茂呂竹裕子さん。
- ○5番(茂呂竹裕子さん) ただいまそれぞれご答弁いただいたところですが、最初の乳幼児等医療費の償還払いの改善について、今のご答弁では償還払いを続けるということでした。そして医療費の無料化の目的は十分果たしていると、そういうふうにお聞きしました。最初に私、ご質問しましたのは、まず、これを改善する考えはあるかということをお聞きしました。そして、昨年の9月以降、償還払いを続けるというふうにご答弁いただいた後、町民の苦労、改善するための研究とか調査をされたのかということをお聞きしたので、そのことについて、まずご答弁いただきたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 調査といいますか、子どもの医療費無料化につきましては、議員も冊子としてお持ちかというふうに思いますけれども、住民満足度調査の中に子どもの医療費無料化の取り組みについてという質問項目がございまして、そこにどういうふうに町民の方が考えているかというのが出てございます。これをベースに考えております。そのときの取り組みに対する町民の方の反応といたしまして、「満足」と「おおむね満足」というふうなことが 78.8%ということで、ほぼ8割近い方が今の医療費無料化については、よろしいというご判断をされています。その後また一部拡大をしてございますけれども、そういうような状況です。そのときに自由に文章を書いてもらう自由記載欄に、この関係について 112 件の記載がございました、町民の方から。そのうち、112 件のうち、これはどうなのだろうと、将来の税金のアップにつなが

っていかないかとか、どうしてお年寄りにもそういう制度が設けられないのかというようなことを含めて批判的といったらあれですけれども、そういうものが 24 件ありました。それと、この 112 件の中で、償還払いが非常に面倒だと、これはなんとかならないかというようなことが 3 件ございました。あと、圧倒的に非常にこういう制度はありがたいというようなことが中心に書かれておりまして、そういった先ほどの批判的なこともすべていろいろ網羅して考えていきますと、お母さんたちにとっては確かに利便性が高まるかというふうに思いますけれども、そのことによって、またいわゆるコンビニ受診が増えていかないかという心配もございます。ですから、そういうこともいろいろ勘案しまして、今この制度をそのまま続けていってはどうかなというふうに考えているということでございますので、ご理解いただければというふうに思います。

- ○議長(鹿中順一君) 5番、茂呂竹裕子さん。
- ○5番(茂呂竹裕子さん) 今ご答弁いただきましたけれども、私この問題につきましては、選挙がありまして、その公約の中で4年間かけてやっていきたいということで町民の皆さんに公約しました。そこで、何かいい方法があるのではないかということで、確かにあるはずだということで我が党の議員にも力を借りまして調べたところ、国保連合会に委託契約すれば79.7円で、手数料を払えばできるというふうにお聞きしました。国保連合会にもお電話しまして聞いたのですけれども、これ平成18年ぐらいか19年ぐらいからやっているのですよと。じゃあ、うちの町の担当者は知っているのでしょうかというふうに聞きましたら知っているはずですと、伝わっているはずですよというふうなお話でした。去年の9月のときに、もうこういう方法があるということは一言もおっしゃらなかったものですから、私はないのかなというふうに考えていましたけれどもあったということなのです。主幹の方とか課長さんというのは2年ごとぐらいに代わられるので、6、7年ぐらいの前の話ですのでご存知ないのかなというふうに思いますけれども、保健福祉課のだれもがこういう制度があるということを本当に知らなかったのかどうか、そこのところまず聞きたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 町長としては、保健福祉課が知っていたかどうかということ

につきましては、そういう情報が流れておりますので承知していたというふうに考え てございますけれども、それをするかどうかというのはまた別の問題でございまして、 議員おっしゃいますように今道内 179 町村ございますけれども、その中で道内では、 この国保連合会に委託している市町村というのは49市町村ございます。オホーツクで は10市町村がそういう対応をとっているところですけれども、これは見ますとオホー ツクの斜里方面と紋別方面といいますか、そちらのほうは皆さんこの制度をご利用に なってございますけれども、教育の関係でいけば、いわゆる中学区というのですか、 北見を中心とした真ん中辺の市町村は、これはどこも採用していないというような状 況で、やはり近隣との関連もないとは言えないのかもしれませんけれども、先ほど言 いましたように、私といたしましては、前の初診者一部負担金だけ残したという経過 もございます、医療費を無料化するときに。これぐらいはやはり払うべきではないか という意見もございまして、それを残したわけですけれども、今回それを廃止して、 全部その部分も無料化していこうということで、さらにそれを払い方を現物支給のほ うにしていくということになれば、かかった方たちが町の人たちの皆さんの国保税 等々使って、ありがたいと思っていっていく部分が何となく当然のような形になって いきはしないだろうかということも、ないとは言い切れないのかなというふうに思い ます。ですから、お互いに同じに住む町で、むしろそれをこういう制度をとおして皆 さんが私たち子どものいる家庭を応援してくれているというようなことを、はっと気 づくようなふうなものもひとつどうなのだろうかなというふうな考え方を持ってござ います。それはやはりむしろ利便性をもうちょっと高めるべきだというお考えがやは り多く皆さんの中からも出てくるようであれば、また再考もしてみたいというふうに 考えておりますけれども、現時点ではそのように考えているということでございます。 ○議長(鹿中順一君) 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番(茂呂竹裕子さん) 先ほどから現物支給にするとコンビニ受診が増えるとか、 ありがたい気持ちが薄れるのではないかというふうな町長さんのお話ですが、私はそれは人間の心持ちであって、どういう制度であってもあると思います。コンビニ受診をするほどうちの町には病院もありませんし、無理して例えば休日、あるいは夜中に病院にかかるというのは緊急性があるからだというふうに思っているものですから、 どうも今の町長さんのお話は私は納得いかないなというふうに思います。

それで、79円70銭の手数料がかかるというふうに先ほどおっしゃいました。それは増額になるのかという点でお聞きしたいと思いますけれども、道内どこでもカードだけで病院にかかれるというのは町民にとってはすごく画期的な方法だと思っているのです。こういうありがたい方法があるのに、なぜ償還払いをするのかというのは、コンビニ受診が増えるとか、ありがたく思わない人が出てくるのではないかという恐れがあるというふうなお話なのですけれども、私は役場としても償還払いの手続きを受け付けたり、あるいは振り込みの手続き、あるいは手数料、私はこの間信金に行って聞いてきたのですが、町内の同一信金内では、3万円以下の振り込みについては、手数料が振込料が105円かかるそうです。3万円以上になると210円かかると。そういうふうなことから見ますと振込料のほうが高くつくし、事務量も幾らか減るだろうというふうに思いまして、これは当事者の三方が得をするいい制度ではないかなというふうに思うものですから、早急に実施していただきたいなというふうに思うのですが、ここのところちょっとお尋ねしたいと思います。

#### ○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) おっしゃられていることは確かにそういう利便性を考えると理解ができるわけですけれども、先ほど言いましたようにもう一方では、減額措置をとっているのも事実です。これは小学校就学前は 0. 幾つ幾つだとか、小学校就学以降は幾つ幾つというように国の国庫負担金、これは当然こういう措置をとると波及増が出てきますよということで、その波及増を算出する計算が国で示されているわけです。それで、いきますと例えば津別町の場合、仮に小学校就学前の子たちが現物支給の医療費にしたとして仮に 1,000 万円かかったとします、医療費が。そうすると国の基準に基づいて、減額調整率を掛け合わせますと、139 万円が、これはいわゆる波及増ということで、そういう対応を津別町がとったから 139 万円ほど増えていますというふうな計算がされてきます。そして 139 万円に対して、今度はそれに国保の実行給付率だとか、あるいは国庫負担割が 50%、こういったものを掛け合わせていくと、減額される額は 54 万 2,000 円という形になってくるわけですけれども、これ 1,000 万円を例えばということで出したわけですけれども、これにまた手数料等々が入ってきますけれ

ども、それが安いかどうかという問題もありますけれども、そういうのがまた一方であるということと、先ほどお話ししましたように住民満足度調査の中でも非常に厳しい意見もたくさんございます。進める上では、そういうことにも耳を傾けながら決めていかなくてはならないのかなというふうに思いますので、検討はさせていただきますけれども、ここで今実行いたしますというのはなかなかちょっと言えない状況にあるということでご理解いただければというふうに思います。

#### (何事か言う声あり)

- ○町長(佐藤多一君) 失礼しました。振込手数料については、町が振り込むというときはかからないと、無料ということでございます。
- ○議長(鹿中順一君) 5番、茂呂竹裕子さん。
- ○5番(茂呂竹裕子さん) 町民感情というのに配慮して反対というか、私も満足度調査丹念に読ませていただきました。子どもの医療費を親が払うのは当たり前、子どもの病気は親の責任とか、そういう厳しいご意見もあったのは十分承知しております。しかし、せっかく無料化するのであれば、利便性のある方法でご検討いただきたいというのが私の質問の趣旨でございますので、ぜひ町民のために、利便のためにご検討いただくということでありましたら、そちらの方向でぜひお願いしたいと思います。

次、高齢者、障がい者などの交通弱者の移動手段についてですけれども、町民の方の中には、上里の温泉に毎日のようにバスを走らせていると。あれをなんとか住民の生活のためにもう少し振り向けてくれないかというようなお話もあるところなのです。温泉に通う人たちの利便を図るということもいいことですし、アンビックス社の売上げに貢献するというのも委託している町としては当然のことかと思いますけれども、温泉に行くだけしか利用させないバスを毎日のように走らせているということで、例えば相生から上里に行くバスに途中で降ろしてもらって買い物などして、帰りのバスに乗って帰れたらちょうどいい時間になるよとか、本岐の人たちもわざわざ、確かに無料のバス、本岐からも走っていますけれども、そういうことも考えまして、そういう温泉のバスを町民の足として利用できないのであれば、美幌などで行っているコミュニティバス、100円バスとよく言われていますが、結構利用されて病院や買い物等お年寄りが行っているという話も聞いておりますし、病院が停留所になっていて、たく

さんの人があのバスで来てくれるよという話も聞いておりますので、このことについて今すぐどうこうやれというようなことにもならないというふうに思いますけれども、やはり、もうそろそろうちの津別のハイヤーの事情もありますし、そろそろお考えいただく時期ではないかなというふうに思っているものですから、この辺の見通しについてちょっともう一回ご答弁いただきたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 議員もご承知のように今相生とかさまざま含めまして町民の 方から大型バスにだれも乗っていないと。乗っていても1人、2人とかというような ことで空気を運んでいるのかというご批判もこの間ずっとあったわけですけれども、 それがようやく一つの形で混乗スクールバスというものにさせていただいたところで ございますけれども、次の時点として特に議員が多分想定されているのは、ご出身の 共和だとか、あるいは豊永のちょっと奥のほうだとか、そういう所にもなってくるか というふうに思いますし、そこの所に美幌町さんのような巡回バスをどういう形でだ れが走らせるべきかというようなことです。それに一つそれを決めるにしても、公共 交通の協議会がつくられております。これは、関係する会社も全部入っておりまして、 そこで合意をもってすることになっておりますので、町がこれ回しますということに なると、そういったところに影響が出てくると、これは通りませんので、そういうと ころと協議もしていきながら、どんな方法がとれるのだろうかというようなことを。 そして、今走っている北見バスの路線がありますけれども、町の中に、そこと同じル ートを走れるのかどうなのかといいますと、また営業の問題とも絡んできますので、 それでは別なルートに合理的なルートがとれるのかどうなのかというのが、今ここで なかなか言えない部分がありますので、仮に実際にやっている町がありますので、そ れも参考としながら、これからそういった郊外のお年寄りの方たちが、こちらの津別 病院だとか、あるいは買い物なんかにも来れるような方法ということで、これは公共 交通の計画だけではなくて福祉部門のことも含めて、これから今検討を進めていきた いなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(鹿中順一君) 5番、茂呂竹裕子さん。
- ○5番(茂呂竹裕子さん) やはり、私もその中の一人なのですが、腰が悪くて足が

自由に歩けないというような、長い距離を歩けないというようなことで、私は今まだ 車が運転できるので議会にもこうやって通って来れていますけれども、やはり免許を 持たない人が私より上の世代には結構率としては高いと思うのです。それと、ご主人 が車を持っていて、ご主人が不幸にして亡くなられて、亡くなられた途端に足の便が 不自由になったという人も結構増えていると思います。これは前にも私、バス券のこ とかなんかでタクシー券にしてくれないかというような質問をしたときにも町長さん にお話ししたことなのですが、やっぱり高齢化といいましても、長くこれから何十年 も生きていかなくちゃいけないものですから、この不便な生活をずっと余儀なくされ ていると。そしてうちの町はほかのことでもかなり不便なことがありまして、我慢か ら成り立っているというような、そんな気もしています。辛抱強く我慢しながら、だ ましだまし生きているというような人たちがたくさんいる中で、やはり長いこれから の老後を少し潤いや張りを持たせるようなことにやっていただければというふうに思 うものですから、やっぱりそろそろこういう公共交通、私は大型バスを町の中ぶんぶ ん走らせなんて全然思っていませんし、小さなワゴン車あたりを中古のワゴン車でも 例えば豊永や共和ばかりじゃなくて、緑町とか達美のあたりからも、ずっとぐるぐる 要所要所に止まるような形で走らせてもらえたら、すごくありがたいのだろうなとい うふうに思うのです。コミュニティバスなんかもこの間テレビで足寄町でしたか、な んかNHKの番組で入っていましたけれども、すごく大きな大型バスをそれこそ空気 を乗せているような1人や2人か3人ぐらいしか乗っていませんでしたけれども、あ あいう大きなバスを走らせる必要はないと思います。ですから、乗り合いタクシーで もなんでもいいのですけれども、そういう小回りの利く公共交通、それをぜひいろん な団体との協議もあるということですので、ぜひご協議いただくように取り組みして いただきたいというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 公共交通の側面もありますし、それから今積極的に進めているのは、まちなか居住ということで、そういったことを意識しながらできるだけ中心 市街地のほうに今建て替えをどんどん進めていますので、住み替えしてもらえません かということで政策として進めているところです。そのことによってちょっと家賃が 上がったりする部分だとか、そういう部分も出てまいりますけれども、できるだけ歩いて病院に行けたり、そういうようなことがまず第一に考えたほうがいいのかなというふうに思いますけれども、それが一遍に何十戸も建設していくということはなかなか財政的な問題もありますし、補助制度を使うにしても枠がありますので、毎年毎年希望する戸数がきちっと当たっていくかどうかというのもありますので、そういったことを一方で進めながら、しかしそれが完成するまでにずっと不便がかかっている人たちがいるのも承知しておりますので、そこのところでできる方法をこれから考えていきたいなというふうに思っているところです。いろいろ考えれば出てくるかというふうに思いますので、担当のほうで少し知恵を絞りながら、そして関係する所と相談しながら双方で納得がいくような形で何か見出すことができないかということを進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

- ○議長(鹿中順一君) 5番、茂呂竹裕子さん。
- ○5番(茂呂竹裕子さん) 今前向きなご答弁をいただきましたので質問を終わりた いと思います。ぜひそのようにお願いしたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 次に、9番、篠原眞稚子さん。
- ○9番(篠原眞稚子さん) 〔登壇〕 ただいま議長のお許しをいただきましたので、 先に通告した2件についてお伺いいたします。

フッ素は、虫歯予防として以前から使われているが、安全の面では発がん性を含む 危険性も指摘されています。また、WHO世界保健機関では誤嚥による危険性から 6 歳未満の子どもには、禁忌、使ってはいけないとされています。そこで質問ですが、 フッ化物洗口の効果と危険性について、どのように認識されているか。保育園や学校 等で実施するように聞いているが、フッ化物洗口のメリット、デメリットの周知を保 護者、教職員にどのように伝えているか。3番目には、全国的には、ここ 10 年で虫歯 が半減していると言われているが、津別町の状況はどうなっているか。

2点目ですが、高齢者福祉についてですが、町政方針の中でも、住み慣れた地域で 生き生きと安心して自立した生活を送ることができるよう地域福祉を推進することが 重要であると述べられております。買い物や外出支援、声掛けや見守りなどの生活支 援サービスで、介護保険の対象にならないインフォーマルサービスの取り組みの現状 についてお尋ねします。

2点目は、住民参加型高齢者生活支援を具体化するためには、行政、社会福祉協議会、地域住民などおのおのの役割分担を明記した地域福祉計画を策定する必要がある と思うが、考え方についてお伺いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 篠原眞稚子さんの質問に対して理事者の答弁を求めます。
- ○町長(佐藤多一君) 〔登壇〕 それでは篠原議員さんからお話のありました 2 点について答弁をさせていただきます。

まず、大きな一つのフッ化物洗口についてでございますけれども、一つは、このフッ化物洗口の効果と危険性の認識についてであります。虫歯予防のためのフッ化物利用につきましては、すでに学問的に有効性・安全性が確立しておりまして、日本医師会をはじめとする国内外の専門機関が一致して推奨しております。特にWHOは、加盟国に対し、過去3回にわたり勧告も行っているところでございます。一方、日弁連の反対論がございまして、これに対しましては日本口腔衛生学会から詳細な解説がされておりまして、ネット上を含めたさまざまな反対や否定的な意見に対しては、科学的な検証、確認がされているというふうに認識しているところでございます。

二つ目のメリット、デメリットに関する保護者や教職員への周知の関係でございます。津別町の幼児に対するフッ化物洗口の説明につきましては、北見保健所、歯科医師それから歯科衛生士、町の保健師が説明者となりまして幼稚園教諭と保育士向けに1回、青葉幼稚園と3保育所の保護者向けにそれぞれ1回ずつ、小中学校教員向けに2回、それから各小学校の保護者向けにそれぞれ1回ずつの説明を実施しているところでございます。メリットとしましては、虫歯予防の有効性と国内外の専門機関が一致している安全性について伝えまして、過剰に取り過ぎると急性中毒、慢性中毒になる劇薬でもあると説明しているところでございます。適正な量を使った場合のデメリットにつきましては、科学的に検証されたものがないために紹介はしていないところであります。幼児へのフッ化物洗口につきましては、この説明会後、希望調査を実施いたしまして、2週間程度真水を使ったうがい練習を行いまして、3月4日から7日

の間に町内4施設でフッ化物洗口を実施いたしております。対象となる幼児は58名でして、うち53名の幼児が実施したところでございます。各小学校につきましては、本日より実施することになっておりますけれども、中学校につきましては現在未定というふうな状況になっております。

それから、三つ目の津別町における虫歯の状況ですけれども、母子健康法で定められております1歳6か月児健診と3歳児健診におきまして、歯科検診は必須とされております。このデータから全国比較をいたしますと、津別町も全国に並びまして徐々に虫歯の子どもは減っていますが、全国平均からすると下回ることがない状況が続いているところでございます。

それから、大きな二つ目の高齢者福祉の関係でございます。一つ目ですけれども、 介護保険の対象とならないインフォーマルサービスの取り組みについては、どのよう な取り組みをしているかということでございますけれども、町が実施している事業に つきましては8つほどございます。1つは、認知症高齢者見守り事業ということで、 近隣、身内による安否確認や他者との交流頻度が週1回程度と乏しく、65歳以上で認 知症、若しくは疑われている独居と夫婦のみの世帯のものを対象にいたしまして、月 2回ホームヘルパーが訪問して安否確認を行っております。該当者につきましては、 現在1名おられます。

それから、2つ目ですけれども安否確認訪問事業がございまして、これも近隣、身内による安否確認や、他者との交流頻度が週1回程度と乏しく、65歳以上の独居と夫婦のみの虚弱なものを対象にいたしまして、月1回ホームへルパーが訪問して安否確認を行っておりまして、この該当者は現在12名おられます。

それから、生活援助員派遣事業ということで3つ目ですけれども、虚弱な独居と夫婦のみの高齢者で、介護認定で自立と認定されたが家事援助が必要な者にホームヘルパーを派遣して支援を行っておりまして、この該当者は現在1名おられます。

それから、4つ目の移送サービスですけれども、在宅で寝たきりの高齢者で通院、 通所に特殊車両を使わなければ移動が困難な者に移送サービスを行っておりまして、 今年度の利用者は7名で延べ27名が利用しておられます。

それから5つ目ですけれども、通院等交通費助成事業、これは公共交通の利用が困

難で自家用車などの交通手段がない住宅の高齢者に通院等に要した費用、タクシーだとか介護タクシーもそうですけれども、かかった分の2分の1を助成するものでして、利用者は現在10名おられます。

それから6つ目の除雪サービスですけれども、町内に子どもがいなく虚弱高齢者に対する除雪サービスですが、該当する世帯は73世帯、それと高台町、高栄団地のほうは、そのまま列になって公営住宅が一棟になっておりますので、その間、間をばっと除雪を一遍にしていきますので、これはプラス13世帯ということになります。

それから7つ目の生活困窮世帯無料入浴券交付事業ですけれども、家に風呂のない70歳以上の非課税高齢者に対してまして無料入浴券を月3枚交付するものでして、該当者は現在22名というふうになってございます。

それから8つ目ですけれども、バス無料乗車券の交付事業ということで、70歳以上 の高齢者に対しまして、バス無料乗車券を年36枚、一部地域では24枚プラスして交 付しているところでございます。

それから、今までは町が実施しているものですけれども、社会福祉協議会が実施している事業が3つほどございます。1つは給食サービス事業でして、独居や虚弱な高齢者で食事の用意が困難な人に、週2回夕食をボランティアが配付するものでして、利用者は現在19名おられます。

ふれあい郵便事業、2つ目ですけれども、80 歳以上の独居高齢者にボランティアグループが作製した絵手紙を、月1回郵便局員が声掛けと手渡しで配付するものでして、該当者は現在130名おられます。

それから、3つ目の介護器具の貸し出し事業ですけれども、現在利用者はベッドで 8名、車椅子4名、エアマット2名というふうな状況になってございます。

それから、地域福祉計画を策定する考えについてでございます。この地域福祉計画につきましては、平成15年4月に施行されました社会福祉法に市町村地域福祉計画の策定が盛り込まれておりまして、これは義務として明文化はされておりませんが、策定することは当然という意味合いの条文になってございます。この計画の位置づけにつきましては、総合計画を頭にしまして老人保健福祉計画、介護保険事業計画、それから障がい者基本計画、次世代育成支援計画、健康づくり計画など個別計画を総合化

する計画でありまして、本町では、これまでその必要性を認識しつつも法定計画であります個別計画の策定に追われていたというのが実情でございます。高齢化が進む中、既存の町が行う行政サービス、あるいは社会福祉協議会が行うサービスだけでは住み慣れた町で過ごすことが困難になってきているというふうに認識しておりまして、新たなシステムづくりが必要になっているというふうに考えているところでございます。そのため、行政で策定しようとする地域福祉計画と社会福祉協議会がすでに平成24年度から26年度を計画期間といたしまして策定しました地域福祉実践計画を一体的に策定することで現在協議を始めているところでありまして、先の地域づくりフォーラムで提言のありました目指すべき姿に向かいまして、年度別計画や行政、社会福祉協議会、地域などの役割分担を明確にした地域福祉計画を平成26年度末までに策定することとしたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(鹿中順一君) 9番、篠原眞稚子さん。
- ○9番(篠原眞稚子さん) 今それぞれ答弁いただいたわけですが、実はフッ化物に関してはすでに実施済みであったり、それから今日小学校っていうことなんですが、2月の段階で父母説明会があったとき以降、父母の方からちょっとお尋ねがありました。私もネット等で調べて先ほどの認識の部分では、特に問題がなく推奨しているというふうなことであり、日弁連の話も若干ありました。その中で危険性についてなんですが、これは看護師にもちょっと聞いてみたんですけども要は希釈の問題で、それ以上間違って、分量が間違ったときに起こり得る危険性についてなんですけども、間違いなくうがいをしているときの危険性は、ほぼないというようなことで言われているわけですけども、幼稚園、それから保育所等では、その希釈というんでしょうか、それをどなたがされて、どういう状況でまずうがいをさせているのか、すでに始まっているのであれば、その実態をお聞きしたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 今どなたが実際に進めているかっていう部分については、担当の方からご説明させていただきたいというふうに思います。
- ○議長(鹿中順一君) 保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(石川 篤君) ただいまご質問がありました、どなたがされて、どのようにやっているかということなんですけども、現在、薬につきましては指定歯科医師から町にフッ化物洗口計画書を提出して、それから指示書を受け取ります、こういう形でやってくださいと。そして、何ミリリットルの水に薬何包溶かしてという指示。幼児につきましては、オラブリス洗口顆粒っていうのを使いまして、基本的にはこれは劇薬指定になってございますが、これを鍵のかかる場所に保管しまして、そして使用後は出納簿をつける。そして、これは水に溶かします。水に溶かして使用する場合は濃度が下がって劇薬指定がないということで、この部分で対応しております。幼児につきましては1回5ミリリットル、1分間で行うということで、これを月曜

幼児につきましては1回5ミリリットル、1分間で行うということで、これを月曜日から金曜日の毎日行う。その後は30分飲食しないことというような形になっております。また、希望しない子どもにつきましては、その子につきましては洗口剤ではなくて真水を使ってみんなと同じように、公平感を持って対応するというような形をとっております。

小学生につきましては、基本的には学校薬剤師が歯科医師の指示書に基づいて計量して、水に溶かして洗口液の形にして週1回、各学校に配達するというような形をとっております。洗口は、1回10ミリリットル、1分間行う。小学校は週1回行うというような形をとっております。これは、幼児と児童の濃度が違うということで1回行う。そういうような形で今進めていっております。

- ○議長(鹿中順一君) 9番、篠原眞稚子さん
- ○9番(篠原眞稚子さん) 学校薬剤師だとか、そういう人にきちっとしてもらって、それを保育園とか学校で実施しているということなんですが、WHOなんかでは6歳未満の子には使ってはいけないという一行もあるんですけども、それで私はもう一方では推奨しているっていうようなことで、どっちがどうなのかちょっとわからないんですけども、希望しない子には真水でしているということでいいのかなっていうふうに思うんですけども、先生もきちっと話をしてこれに頼らない方法というのも、あわせて親には浸透させていった方が私はいいんじゃないかというふうに思っていますので、その点これが一番で、ただグチュグチュペーってやればいいっていうことでなくて、委員会がちょっと違ったのでフッ化物洗口の普及事業についての危険性だとか、

実施までのマニュアルとかというのは、私の場合は小学生を持つ親から聞いたので、 どんなふうになっているのというようなことで、わからなかったのがひとつあったん ですけども、そのときにもう一点言われた危険性の部分では、町が出しているからこ れは安心だ、だから丸にしたというふうなこともあるので、それと何かあった場合の ことの、間違ってそんなことはないので厳重にしているからないのかと思うんですけ ども、もし何かうがいをしている段階で気分が悪くなったとか、そういうようなこと があった場合には、速やかに何ていうのか治療っていう言い方は医者でないからあれ なんですけど、そういう場面が出た場合には、どんなふうな対応をしようとしている のか教えていただきたいと思います。

- ○議長 (鹿中順一君) 教育長。
- ○教育長(林 伸行君) 私の方から関連がありますのでWHOの関係、それから希望をとって実施する、それから事故というか気分が悪くなった場合の対応についてお答えしたいというふうに思います。

まず最初に、6歳未満の関係についてですけども、フッ化物洗浄剤、これを全身応用を行っているというふうな場合については、フッ化物洗口によって飲み込むフッ化物が歯のフッ素症の危険性を高めるという可能性があるということに配慮した背景がありますけども、この見解につきましては、フッ化物応用の有害性を認めたものということではなくて、全身応用がなされていない地域における安全性の一層の確保を図ろうとしたものだということであります。その点はご理解いただきたいと思います。6歳未満の小児、4歳、5歳児からやりますけども、フッ化物洗口を行う場合につきましては、先ほど申し上げましたとおり事前に真水で練習をし、うがいができることを確認の上実施するということを基本にしておりますし、日本ではフッ化物の全身応用が実施されていないということで6歳未満の小児がフッ化物洗口を行うことは問題ないということでご理解いただきたい。これについては、WHOもそうですけども日本の厚生労働省、日本医師会、こういったことが認めておりますので、そういった点で私たちは安全だというふうな認識に立っているものであります。

それから、いろんな教職員の説明、あるいは父母説明等を行ってきておりますけど も、希望をとる理由ということですけども、このフッ化物洗口は、公衆衛生的なう蝕 予防手段として行うものだということで、公衆衛生っていうのはみんなですることが基本であります。実施にあたりましては、厚生労働省でガイドラインというのを出していますけれども、そのガイライン、これは洗口についての正しい情報提供を行った上で希望者に実施するというふうにしております。これを前提としておりますので、まずは保護者に正しい情報を提供し、そしてあとは個々に判断をしていただいて、同意を得て行うという取り組みとなっていることについてご理解いただきたいと思います。

それから、フッ化物洗口だけではなくて、当然ブラッシングとあわせてやるということについての指導もしておりますけども、フッ化物洗口によって具合が悪くなると、何か今までと違うような味だとか、そういったものを口に含むことによって何か子どもが症状を訴えるというようなことがあった場合については、学校のほうにつきましては病院にすぐ連れて行ってほしいというふうなことで統一しているところであります。

- ○議長(鹿中順一君) 保健福祉課主幹。
- ○保健福祉課主幹(石川 篤君) フッ化物洗口以外町で行っている虫歯対策につきましてご説明したいと思います。

町で独自に9か月健診、12か月健診、2歳児健診を行っていますが、そのときに一人一人ブラッシング指導を行う。良い歯ブラシの選び方を勧めています。もう一つは、最近出てきている部分では、フッ素入りジェルのお勧めをしているということです。

また、1歳6か月、3歳児健診法定健診ですが、このときも同様の指導を行っています。また、もう一つは希望者にフッ素の塗布を行っている。これは、年代は定かではありませんが、50年代からずっとフッ素塗布は行ってきているということです。

1歳から就学前につきましては、年に2回フッ素塗布の助成券を希望する方に渡しています。それは、町内の3つの歯科医院で使用できるようになっていまして、2,000円かかるところを400円の自己負担で可能ということで、この利用率につきましては50~60%の利用というような状況になってございます。

以上です。

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩とします。

 昼食休憩
 午後
 0時
 3分

 再
 開
 午後
 1時
 5分

○議長(鹿中順一君) 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番、篠原眞稚子さん

○9番(篠原眞稚子さん) フッ素洗口について、それぞれ答弁をいただいたわけで すが、私も父母の説明会があったとき以降、約1か月くらい幼稚園児のお母さんだと か、小学校のお母さん方等に聞きに行くということじゃないんですけど、たまたま会 ったときにどうなのかという話を聞きました。それで充分な説明で、あとは説明をし て希望者にということだから、まぁいいのかなと言ってしまえばいいんですけど、今 までの説明の時点で納得がいった人が実際に洗口を行うということであれば、それ以 上のことはないのかなというふうに思うのですが、今日から実施っていうことが、私 は3月にも総務文教の常任委員会があったのに、そういうようなことが聞かされてい なくて、いつからするんだろう、まだもっと事前の説明だとか、あるいはフッ素洗口 なんかを調べてみると、実施しているところに視察に行って、そして実際に実施をし ている、そういうところもあります。それから、3月の何日だったか日にちはあれで すけれども網走の総務文教常任委員会で、フッ素洗口にあたっての記事が2回にわた って出ております。それもこれは推進をするような形で書かれているので、どうして 市議会が反対するのかみたいな内容だったかなと思うんですが、いろいろなことがあ りますので希釈だけは心配している人もいますし、そうでない場合もあって心配な方 は受けないということだから、それはそれでいいのかもしれないんですけども、体質 等も変わることがあります。私が聞いた人の中の一人は、フッ素のアレルギーだから 当然うちはしませんって言ったんです。もう一人の方は、えっ、そんなことってある んですかみたいな、それのアレルギーもあるのかというような話もその場でされてい ました。いろんなことを考えながら最善を尽くして実施されるんだろうと思いますけ ども、まだまだ心配な点というのがあるように思いますので、新年度からかなと思っ

ていたんですけども小学校も今日からということなので、既にスタートしているということがありますので、懸念されるようなこと幾つか出てきたかなというふうに私は思っていますので、その点に充分配慮していただいて続けていってもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。それでまだ何かあればお願いします。

○議長(鹿中順一君)教育長。

○教育長(林 伸行君) 先のご質問にお答えいたしましたとおり、正しい情報をきちっと提供して、そしてあとは親御さんに判断してもらうというふうなことで、その資料づくりにつきましても前段に学校の教職員に対する説明2回本町は実施しています。1回目の説明で充分な理解が得られないというふうに判断いたしまして、本町は2回を実施して、2回目のときにこの2回目の説明会で理解いただいてよろしいですねと、そういう確認のもとに説明会を終え、そして保護者説明会に臨んでいます。その保護者説明会のときには、教職員から出された意見だとか、あるいはメリット、デメリットについても、しっかり保護者説明の資料に盛り込んでほしいという話もされていますので、そういった資料を盛り込んで教職員にも見てもらって、そういった内容物を保護者の方にも説明材料として使っている。足りないところについては、道が出しているものについて使っているということで、私どもの方としては、今回のフッ化物の事業を進めるにあたっては、十分気を使いながら対応してきたというふうに思っているとこであります。

年度内実施するということにつきましては、これは教職員とも話していますけども、 年度内実施することによって使用する容器等について補助があるということで、町の 持ち出しが少なくて済む、出さなくて済むということで年度内からやるということに ついては、これも理解を得て学校については間もなく始めるというふうなことであり ます。毎週月曜日に学校では取り組むというふうなことで今話をしています。

いずれにしても、最善を尽くしてやってほしいとのことなので、今後につきまして も、できるだけ毎年これは希望を取りながらやるということにしていますし、そのと きにもしっかり判断できる資料を提供してまいりたいというふうに考えておりますの で、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君)保健福祉課主幹。
- ○保健福祉課主幹(石川 篤君) 幼稚園、保育所につきましては3月4日から7日にかけて順次実施していっております。これらについて特に問題があるという話は現在のところ聞いてございませんので、今後状況を十分注視しながら進めていきたいというふうに考えております。
- ○議長(鹿中順一君) 9番、篠原眞稚子さん
- ○9番(篠原眞稚子さん) 今最善を尽くしてということですので、全部いろんなデメリット等も父母の中に、不足の部分はさらに教職員等にもお話をして実施するということですので、そのとおりというのは変なのですけれども実施していただきたいというふうに思います。

それから、やっぱり私も教育長が答えると最初思っていたんですね、小学校の方の 父母から聞いていたから。そういうようなことなので、やっぱり今議会前に委員会が あったのでやっぱり実施されるのであれば、子どもたちに関することっていうのは、 私も子どもと接する仕事をしているものですから聞かれることがあるので、ネットで 調べるとすごく大変でした、いろんなものがいっぱいあって。どこがどうなのかって いうようなことがありますので、若いお母さん方、特にそういうところから情報を得 られるんだろうというふうに思うのです。やっぱり学校から出る文面等は、やっぱり 何も考えないで100%信用して、そこが出ているんだからと思い込んで行動に移す場合 もありますので、そういうようなところをちょっと余談ですけども、十分工夫しなが ら進めていっていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

次の高齢者福祉のことなんですが、インフォーマルでないサービスのところで、具体的に取り組みについてということで町が実施している8項目、それから社会福祉協議会が実施している事業等についてお話がありました。これらは、私もそれぞれの形でサービスを受けている人等もおりますので、これはこれで、これにプラスするようなことが次の地域福祉等に関するのかなということでお話しをしました。

それで、私の書き出しのところで買い物や外出支援っていうようなことは、つい道 議会の一般質問の中で、過疎地で特に困っていることというのは買い物に行く時、あ るいは病院へ行く場合の足の確保というのが一番の困りごとの中の順位が高かったと いうことで、北海道では2013年、2014年、今年から来年に向けて、ここのところの支援を手厚くしたというふうな知事のお話がありましたので、先ほど公共交通だとか、どんな形にするかということで茂呂竹議員の答弁でも、今すぐはちょっと難しいかなというふうに思ったんですが、ちょっと調べていただいて過疎地、町全体がそうであるかないかでなくて、例えば歩いて暮らせない距離にいる人の所の手当てなんかが各機関と相談しながらということなんですけれども、道のそういうものに乗れるんであれば実験的に、さっき美幌の話が出ましたけれども大空等も実施していますので、これはできるだけ早く実施の方向に向けていっていただきたいなって思います。まず移動手段というか、ここのサービス以外に出る移動手段について何か考えがあったらお聞きしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君)町長。
- ○町長(佐藤多一君) 移動手段の関係は、先ほど茂呂竹議員さんの方にもお話ししましたとおり市街地内、大ざっぱに言いますと共和とか、そういう所でちょっと距離があると、町の中まで。そういう所の対応が不十分ではないのかというお話だったと思いますけれども、相生とか上里だとか、そういった離れている部分については、先ほどの公共交通の連携計画の中で、できるだけ対応していこうということで、これまで有料だったものも無料化しておりますし、それから予約制にしたわけですけれども、それも一番使う所は予約をしなくても常時走らせておいてほしいというようなご希望もありまして、それは住民要望として受け止めて、今既にそういう形で変えてやっているところでございます。そういったことで、また特別な何か不便っていうものが出てくる場合は、また考えていかないといけないと思いますけども、とりあえずは今そういう形で今の混乗スクールバスの活用の中で使っていただければと考えています。

また、買い物等につきましては、またご質問があるかと思いますけれども交通手段 としては、今町で対応している部分はそういうことでありまして、さらに利便性を高 めるようなことも考えてまいりたいというふうに思っております。

- ○議長(鹿中順一君) 9番、篠原眞稚子さん。
- ○9番(篠原眞稚子さん) 今市街から離れている所は、混乗でということのお話だったので、遠く離れている相生だとか本岐だとか、それから恩根だとか、そういう所

が混乗ということになっていて、歩いて暮らせない所、高台町だとか、さっき議員の話にあったんですけども、そういう所というのは公共交通の所までにも若干距離があって、しかも定期的に動いているバスだと、朝行って病院だとか買い物してすぐ帰って来る足、それがなくて非常に不便をしているということなんで、公共交通とは別に、町よりちょっと離れた人の足の確保ということが私は早急なんじゃないかなと思っているんです。もっと言うと、本当はスクールバスの所まで行くのも大変という人も現実にはいるんですけども、それも、これもとなると非常に広くなって、なかなか実現が難しいかなと思うので、例えば高台町付近の所をスーっと回って用だけ足して帰る、豊永の方のちょっと遠い所とか共和の方とか、そういうのが既存の沿線のバスでなくて、何かコミュニティバスというか、そういうようなことで用足しが終わったら帰れるというか、そんなようなことを考えられないのかというようなことなんですけども。〇議長(鹿中順一君)町長。

○町長(佐藤多一君) 茂呂竹議員さんに、そういうことを含めてこれから検討してまいりたいということでございます。仮に今すぐそれをやるとしたら、これは地元のハイヤー会社との関連どういうふうになっていくのか。そこはもうだれも使わないと思います。そうすると補償の問題等々もまた遡上に上ってくるかと思います。それをどういう形にしていくのかということが協議会の中で話されなければならないと思いますので、そういったことがあるので、これからこの協議をしていきたいということでございます。

- ○議長(鹿中順一君) 9番、篠原眞稚子さん
- ○9番(篠原眞稚子さん) もちろん、一つがよければもう一方の方の影響等もありますので、できるだけ早い段階で関係者を集めて進めていっていただきたいと、その点は思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、いろんなインフォーマルサービスについても、大体介護保険等の関心がある方は先ほど言った8プラス3の事業についてはご承知かなと思いますけども、そういうところのサービスなんかも、適時何かのときに、こんなふうなサービスがありますというふうなことでお知らせをしていっていただきたいと思います。

それから、地域福祉の計画のことなんですけども、平成26年度を目標に策定したい

ということなので、そのほうにいっていただきたいと思いますけども、そこまでにいく段階でいろんなことをたくさん個々にはやられているんじゃないかなと思うんですけども、なかなか繋がっていないようなことだとか、それから地域福祉等に関しては住人の役割というのが非常に大きくなるのかなというふうに思いますので、事前の何ていうのでしょうか学習会みたいなことなども必要じゃないかなというふうに、当然26年度に向けて細かな計画されているかなと思うんですけども、もうちょっとその中身のところで現状でお話しできるところがあればお聞かせ願いたいと思います。

## ○議長(鹿中順一君)町長。

○町長(佐藤多一君) 地域福祉計画につきましては、個別計画はそれぞれ出来上がっておりますので、それを網羅するような形になります。そこで議員も参加されたと思いますけども地域づくりフォーラム、今道の支援も受けて取り組んできた相生、柏町、そういった所の調査も含めて今回ずっとやってきて、いろんなことが浮き彫りになっています。せっかくそこの先生たちともつながりができましたので、今その先生たちの了解が得られれば、またこちらの方にご協力をいただいて地域福祉計画の策定に向けて力を貸していただければというふうなことを今考えているところでございます。

それから、インフォーマルの事業として、これからも地域づくりフォーラム以降進めていこうと考えているのが、一つは予算化も25年度から入れましたけどもサロン事業3地区を予算化しておりますけども、そういったことを進めていこうということだとか、あるいは有償ボランティアの制度、これも社会福祉協議会と協議しながらポイントを貯めて商品券と交換できるような、そういうことができないかどうかだとか、それらも進めていこうというふうに思いますし、また、今権利擁護の関係もございますので、そういった資格を取得した方、裁判所に登録をするわけですけれども、そのサポートする人たちの後見人のセンターの設置、これはすぐにはなかなか無理かと思いますけども、こういったことも含めてインフォーマルな事業として必要な部分だと思いますので、今年、地域25年度を地域システムづくりの元年というふうなことで位置づけで、これから取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 9番、篠原眞稚子さん。

○9番(篠原眞稚子さん) 今、新しくつくろうとしている地域づくりの以前の段階でサロンだとか有償ボランティア、それから市民後見人制度ですか、そういうようなことのお話があったんですけども、高齢者のひとり暮らしの人に聞くと、やっぱり金銭管理だとか、そういうようなことで非常に心配されている方が多いように思いましたので、ぜひそういうようなことを進めていっていただきたいと思います。

これは、多分道の事業で補助金もいただいてやってきて、相生と高台町というふうに限定をされていろんな調査をされてきたんだろうと思いますが、柏町と相生ということで高齢化率の高い所でいろんな調査がされてきたと思いますので、これらは、ほかの所にも同じようなことが言えるんじゃないかなと思いますので、この計画を土台にしながら進めていってもらいたいのと、いろんな計画がたくさんあります。地域づくりのもちょっと見たんですけども、総合計画から始まって高齢者福祉だとか障がい者福祉だとか、先ほどのあった子どものことの次世代だとかいろんなものがあって、そしてそれらをなしていくっていうか、私が考えている地域福祉っていうのは、そういうとこもそうなんですけども町民の人たちの意見というか、そういうものがきちっと網羅されていないと、なかなかプランはできたけどもというふうな形になってしまうんじゃないかなというふうに思ってちょっと心配をしているところです。

それで、先ほど言われたように、この間のフォーラムは、町長さんも、それから担当者の方もいらっしゃっていたと思いますけれども、南富良野町の考え方というのでしょうか、3つが必要とかというようなことには非常に私も同感で、こんなことが我が町でもできたらいいなというふうに話を聞きながら感じましたので、できるだけバラバラに考えてしまうと良かれと思ったことがそうでなかったりしますので、やっぱりサービス受ける側の人たちの声が十分に反映されるようなものに仕上げていってもらいたいなと思います。

それで、違う会でもよく出るんですけども、プランはできる、実行もする、多分計画に基づいてします。多分どこでもすると思うのです。その後、それをチェックしてまた行動を起こすというような、そういうサイクルにうまくなっていけば、きっといいものができるんじゃないかと思うんです。たくさんの計画書が町にもいっぱいあり

ます、調べるのが大変なくらいあります。それが本当に実行されているのかと、適時 見ていっていらなくなったものは削っていくとか、やってみてチェックをして次につ なげるというようなサイクルをきちんとこの計画をつくるまで、いろんなところに仕 上げていっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

## ○議長(鹿中順一君)町長。

○町長(佐藤多一君) 今おっしゃられたようにPDCAのサイクルというのは当然 必要だというふうに思います。例えば、庁議が毎月、昔は管理職会議って言っていま したけども、月初めに必ず開催するわけですけども、そのときに関わっているそれぞ れの課が担当している計画の進捗状況、それらも報告をしてもらいながら、どこまで いって、今どこでどういうふうになっているのかということも報告をもらっていると ころでございますけれども、引き続いて今進めている部分のチェックも、これも当然 しなくてはならないことだというふうに思いますので、そのチェックによって方向性 が、またやり方が変わってくる部分もまたあるかと思います。そうやって、いろんな 状況を踏まえながら進めてこれからもいきたいなというふうに考えているところです。

私もこの間、地域づくりフォーラムに参加して、ずっと最後まで聞いておりましたけれども、その中で名寄大学の越智先生がよく地域力、その地域のまず力をつけないとなかなか存続していくのに難しいお話もされていましたけれども、そんなお話を聞く中でふっと思ったのが、例えば一番最初に議員もおっしゃられていました買い物難民のお話もあったかと思いますし、この前の議会の一般質問でもたびたび出ていたかと思いますけども、これまであのお話を聞いてひらめくと言ったらあれなのですけれども、どうしても町内、津別の町から社会福祉協議会なり商店の方が配達をして例えば相生に届けて行くだとか、それから生協の車がやって来て、それを買うと。あるいは釧路から魚屋さんが来て、そこで買うだとかということで、来てもらうということが中心になってのお話になっていたわけですけども、あれを聞きながら、例えば道の駅に、そこで配食サービスができるような、そこで物を買いに来て、必要な分の小さい、よくスーパーなんかで売っている一人用の食べ物がありますけれども、ああいうものが相生地区、道の駅そのものの中で可能なのかどうなのか、必要な分だけ。そういったことも考えていくと、こっちから持って行くばかりじゃなくて、そこでできる

方法、今のスタッフでできないのであければ、お話をしています地域おこし協力隊だとか、そういったよその手も借りながらやることも可能ではないのかというようなことも感じたりもしていたものですから、いろんなことを使いながら津別町の町に合った方法で、できることから進めていきたいなというふうに思っています。

それから、一つ訂正させていただきたいのですが、先ほど公共交通の茂呂竹議員さんと篠原議員さんと両方に共通するんですけど、私ちょっと勘違いをいたしておりまして、地域公共交通会議というのが実は町営バスのダイヤ改正やなんかもすべて協議をするような形の場所なんですけども、これは町営バスがなくなったものですから昨年の9月30日をもって、この会議はなくなっているということです。とはいえ、ほかの利害関係のあるところにお話も何もしないで物事を進めていくということにはなりませんので、それは今後も関係する会社等々、機関と話し合いをしながら先ほどのコミュニティバスにしても検討の中に加えていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 9番、篠原眞稚子さん。
- ○9番(篠原眞稚子さん) 今までのことでだったのですけども、地域福祉計画というようなものを見ていく中で、今さらでもないのですけれどもやっぱり計画をつくっていくっていうことが目的じゃなくて、つくるっていう過程を通じて人のつながりというようなものができていって、きっといいものに出来上がっていくんじゃないかなというふうに私も思っていますので、計画書を策定しながら人おこしだとか、町おこしだとか、そういうようなことをしていってコミュニティを築いていくような中で、出来上がるのが、きっと福祉計画のいいものになっていくんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ今まで調べたいろんな情報たくさんあるんじゃないかと思いますので、それらと、それから特にこの計画に関してやっぱり住民の人の協力というか、それらを全面に出ていくような形で26年の早い段階でできるようにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長 (鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) お話がありましたことを念頭に入れまして進めていきたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 次に、1番、佐藤久哉君。
- ○1番(佐藤久哉君) 〔登壇〕 議長に発言のお許しをいただきましたので、先に 通告のとおり一般質問を行います。

現在、津別町の高齢化率は、12月末で38.79%まで進み、町民の50%が60歳以上となっています。農業や企業の一部では、順調に新陳代謝が進んでいるところも見受けられますが、商工業やまちづくりの担い手については動脈硬化が始まって久しいと感じています。ボランティア、介護、イベント、自治会、保育などさまざまな所で担い手が不足しています。公的な団体や機関においても、また町が委嘱する各種委員においても人材が不足していると認識していますが、町長は今後どのようにしてまちづくりの担い手を育成していくお考えなのかお聞きしたい。

次に、現在津別町では第5期の高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画が作成され 小規模多機能型居宅介護サービスの事業が実施段階に入っています。私自身、この事 業には数年前から切望していた要介護認定者の中間施設として大いに期待をしており ますが、果たしてこの施設を整備するだけで将来においての不安を払拭できるかとい うと、いささか疑問が残ります。現在でも、特養では95名の待機者を抱えており、こ れからさらに増加すると考えられる要介護認定者のニーズを満たすためには、さらな る施設整備が必要であると考えています。特に、国民年金生活者にとって小規模多機 能型住宅は、蓄えを切り崩すか他からの金銭的支援を仰がなければ入居が不可能にな ることが想定されます。ならば、現行の法制度の中では難しいでしょうが福祉寮を増 設し、介護機能を付帯することはできないのでしょうか。このようなことを踏まえた 上で、町長は今後どのようにこれらの施設の充実を図っていくのか、お考えをお聞か せ願いたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 佐藤久哉君の質問に対して理事者の答弁を求めます。 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 〔登壇〕 それでは、佐藤議員から2つほどご質問を受けた のでお答えしてまいりたいというふうに思います。

1つ目の津別町の将来の担い手育成の関係でございます。高齢化率が今お話しされたところでございますけれども、津別町でこの高齢化率というのを最初にカウントし

たのが平成4年の3月末でありまして、このとき 19.89%だったわけですけれども、今年の2月末では38.91%と、約2倍になっているところでございます。一方、平成4年と今年の2月の両方の時点で高齢者の数を比較してみますと、平成4年のときには1,549人であったのが、現在は2,159人ということで610人増えておりますけれども数は2倍にはなっていない状況です。したがって長寿を全うされている方たちが多いというのが津別町の実情かなというふうに思っているところです。

そういった高齢化というのは確かにございまして、ただ、そういう中でも明るい傾向が今津別町にもあるということでございまして、特に農業におきまして、このデフレの時代を反映している部分もあるかというふうに思いますけれども、後継者のUターンが続いております。 Uターンして結婚して家庭を持つ農業青年が増えておりまして、これは農業法人化の進展が後押しをしているということも考えられますし、個人農家においても、その傾向が同じように見られるということでございます。これは津別町だけではなくて、ほかの市町村長とお話しをしたときにおっしゃっていましたけれども、それぞれの方が、これは本町のみならず他市町村でも同様の傾向が続いているということですので、こういった農業後継者のUターンというのは、いろんな市や町であるというふうな認識を持っているところです。ただ今後、先日の政府のTPPの参加表明がありましたので、この辺が農業とどのように関わってくるかというのは、きちんと見ていかなくちゃならない部分があるかなというふうに思っているところです。

そのほか町内企業におきましても、特に丸玉産業さんや単板協同組合さん、ここがここ数年積極的な採用を進めておりまして、たくさんの方が採用になっております。 その中でも若いそういった社員の方たちが、さんさん館などのさまざまなイベントの開催にも開催側として参加してくれるようになっておりまして、これも活性化の一つの要因になっているなというふうに認識しているところです。

商工業におきましては一部会社で、ここも後継者のUターンの話を耳にしておりますけれども、近々Uターンされるというお話も聞いておりますけれども、しかし多くは後継者不足が続いておりますので、後継者不在ということがありますので今後、店じまいが懸念されるという状況であるというふうに思います。

そこで、町としましては平成23年度から、これまでの人づくり研修事業を予算を少し拡大もしまして、人づくり・まちづくり活動支援事業というふうにリニューアルいたしまして制度化したとこでございます。こういった事業を活用していただいて刺激を受ける視察研修に対する支援だとか、あるいは研究や行動を起こす上での資金の支援、こういったものを進めて、ぜひとも活用していただきたいなというふうに思ってこの事業を制定したところでございます。

なかなか時代を担う若者の定着を促すための特効薬というのはなかなか見つかりませんけれども、ただ、この間感じているのは、定着には生活環境の向上がやはり必要だというふうに考えておりまして、現在進めています住環境の整備です。これはもとより子育て支援、あるいは教育環境の充実、こういったことも平行して進めていかなければ、なかなか定着というのは難しい状況にあるのかなというふうにも感じているところです。

また、活気のあるまちづくりには、どうしてもやはり商店の活性化が必要であるというふうにも認識しておりまして、今後例えばですけれども、今ずっと公営住宅等々建設しておりますけれども、そういう公営住宅に店舗をセットした建物、そういったものもできないかどうか、その可能性について本年度から商工会といろいろ話を進めてみたいなと。できるかできないかも含めて、アイデアを出し合いながら話し合いを進めていきたいなというふうにも考えているところです。

さらに、今町にかかわっているいろんな審議会だとか委員会だとかさまざまありますけれども、ここにダブっておられる方もおりますけれども、約 400 名ほどの町民の方が選任されて審議会、委員会に所属されております。400 人という数字はどうなのかというのもありますので、観点としては行革絡みの視点も入れなくてはいけませんけれども、数の見直しとともに構成員にできるだけ若い人材を発掘して、行政にかかわってもらいながら将来の担い手となるよう意識して取り進めていきたいなというふうに感じているところでございます。

それから2つ目ですけれども、高齢者福祉施設と介護保険施設の整備の関係です。 今、町内の施設の入所状況につきましては、高齢者福祉施設といたしましては、平成 22 年度に改修いたしました老人福祉寮、ここも満室の状態になっております。ここは、 夏が3万6,000円、冬が4万3,900円ということで入居されています。それから、平成13年に建設いたしましたケアハウスですけれども、ここも満室になっておりまして現在待機者は単身で29人、それから夫婦世帯は6世帯というふうになっておりまして、料金につきましては収入に応じて差がありますけれども、150万円以下ということになりますと夏で6万6,490円。これに電気料とか燃料代を加えますとおよそ1か月7万円ぐらい、冬は8万円ぐらいという入居者が中心になっておられます。

それから、介護保険施設としましては2つございまして、昭和58年に建設した特別養護老人ホームですけれども、これも現在満室であります。今、待機者数は日々変わっておりますけれども95人というふうに聞いているところでございます。ここの料金は介護度によって異なりますけれども要介護3でありますと10万3,800円ぐらい。これに冬期間は7,350円の加算があります。このほかまたおむつ代等々の負担がまた出てくるような形。失礼しました、介護保険の自己負担によって異なるけれども、特別養護老人ホームにつきましては5万から6万円ぐらい。今言いましたのは、平成17年に建設されましたグループホーム、ここも満室でして待機者は25人ということでございます。料金は先ほど言いましたけれども要介護3でいくと10万3,800円。それから冬期間7,350円の加算があって、これにおむつ代等々が入るというようなことになっております。

老人福祉寮の入所でございますけれども、ここは自立していることが条件になっているために待機者というのは今おりません。応募もそんなにたくさんないというような状況でございます。ケアハウスについては、介護認定を受けても軽度であればホームヘルパーを利用してある程度の状態まで入所できますけれども、外出も自由で施設的なイメージもないわけですけれども、近隣、例えば北見市などさんと比較しましても料金が少し安いということもあって、待機者が先ほど言いましたように増えているという状況になってございます。

それから、町内の施設が満床の状態でありますので、特に要介護状態になって病院 退院を勧められまして在宅での介護が困難な高齢者、こういった方たちが北見市など へ転出いたしまして高齢者専用賃貸住宅に入居して、そこで小規模多機能型居宅介護 サービスなどを利用するケースが多いというふうに聞いているところでございます。 今、第5期の介護保険事業計画では、介護基盤整備として小規模多機能型居宅介護事業所を整備するため、民間事業所開設の公募を行ったところ事業所が決定いたしましたので来年4月に開設が予定されているところでございます。これに高齢者、障がい者が入居できるこの施設に、高齢者あるいは障がい者が入居できる共生型住宅というのが10戸併設されることになっておりますので、要介護状態になっても小規模のサービスを利用して生活が可能になるということになります。ただ、経費的には、三食、見守り、相談付きで10万円ほど掛かるということですので、小規模利用が要介護2とした場合、これにまた1万6,325円増えますので月額12万円くらいになってくるだろうというふうに思われます。

このほか第5期の計画、今第5期は平成24年、25年、26年ですけれども、この計画に記載している施設整備につきましては、ケアハウスの増築及び介護付きとなる特定施設入居者生活介護の指定について協議するというふうに記載しているところでございますけれども、社会福祉法人津別福祉会は、一部の特定施設化については、採算面や介護スタッフの確保など課題も多いということを言っておりまして、具体的な協議までにはまだ至っておりませんけれども、引き続きこことも話し合いを行っていきたいというふうに考えております。また、低所得者層向けに福祉寮の整備も検討の一つにこの第5期計画に挙げておりますけれども、何らかのケア付きというふうにした場合、現在のような安価な入居というのは困難になってまいりますので、その部分も考えていく必要があるというふうに思っております。特養の増床につきましては、昨日協定書を結んだところでございますけれども、これは今の第5期計画には増床の部分は入っておりませんので、次の第6期計画は平成27年、28年、29年ということになります。この第6期計画以降の介護保険事業計画に盛り込みまして、民間移譲後の施設の建て替え時期に合わせて検討することになろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君)1番、佐藤久哉君。
- ○1番(佐藤久哉君) 町長は、総合計画に沿ってまちづくりを進めていると考えておりますが、どんな立派な施設や制度をつくっても、それを有効に利用する潤滑剤となる人材が育たなければ、まちづくりは進まないと思います。もちろん、制度や施設

も大変大切であり、現在住環境の整備等についてずっと懸案でありましたことを町長が積極的に推進していることは、私も大変評価しておりますし、今年度から人づくり 事業等にも見直しをかけて予算を増額するという町長の積極的姿勢には私も同感しているところであります。

ただ、やはり答弁の中にもございましたけれども、商工業者の衰退が、若しくは後 継者が現れないということが、非常にまちづくりの中では痛いところでありまして、 なぜかと申しますと、津別町の各種委員等には非常に商工業者の方が今まで貢献され ました。その理由が、商工業者というのは比較的昼間の会議に対して時間の融通性が きくこと、町まで非常に会議にも近距離にいるということ、あと商売をしているとい うことで多くの広い層の人とつき合いがあり、広い意見を求めることができるという ことで、大変便利というか助かる存在だったんですけれども、そうした人たちが高齢 化して、また後継者がいないということでまちづくりの各種委員にも大変事欠くよう になってしまったということであります。もちろん、津別町にも若い人や新しい人も 入ってきているので、そうした中に人材を求めればいいんですけども、例えば農業者 であれば平成20年に新規就農者が3人、21年に5人、22年1人、23年に4人、24年 に1人と14人の方が新しく新規就農しており、また、丸玉産業さんでも5年間で97 名の新入社員を抱えているということで、若い方、新しい方が津別には入って来てい ます。しかし、距離的な問題や、それから時間を拘束されるという意味では、なかな か各種委員等に登用は難しいところなんですが、そこで私も町長にちょっと提案とい うかお聞きしたいんですけれども、奨学審査委員会のように他の役所と連携していて 日中でなければ難しい会議はもちろんございますが、会議をアフターファイブの時間 にだんだん移行させていくことができないかということ。それから先ほど申しません でしたけれども、ほかにもロマンスさんのようなところでも新しい方が入っています けれども、そうしたサンマルコさんとか、そうした町内の大手の企業の所に企業の地 域貢献という形、社会貢献という形で就業時間内でも、特別まちづくりのためであれ ば会議に参加することを許してもらえるように、トップ交渉でお願いするようなこと ができないのか、まずその点を町長にお伺いしたいと思います。

○議長(鹿中順一君)町長。

○町長(佐藤多一君) 確かに日中の会議に出られる方っていうのは、退職された方 だとか商工業の方だとか、どうしてもそうなりがちになってきます。今働いている人 たちとなると議員おっしゃるように、なかなか出て行くのには大変かなという状況に ある。例えば、農家の人は冬場というなら、また別なことだというふうに思いますけ れども、現実には確かにそういうような状態になっておりますので、これは今企業の 社会貢献枠というのは、これはちょっと私のほうも頭になかったものですから、これ はやってやれないことはないのかなっていうふうに、ただ丸玉さんにしましても、今 お名前が出てましたサンマルコさんだとか、それからロマンスさんだとか、どれくら い、どんな時間帯でなら可能なのかということで、これちょっとお話も年に1度は企 業回りをすることになっておりますので、そういったところでも話してみたいなとい うふうに思います。できれば出れる方法としてご検討願えればということでいけば、 先ほど1回目の答弁で話しましたように審議会や委員会の中にも若い人たちが入って これる可能性も出てくるかというふうに考えますし、それがある程度できて、さらに また先ほど言われましたアフターファイブ、ここの時間帯も使いながら、これからや っぱり後を続いていく人がいなければ町が続いていきませんので、そういった人たち ができるだけ多く入れるような手はずといいますか、そういったものを今後検討して いきたいなというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 1番、佐藤久哉君。

○1番(佐藤久哉君) まちづくりに関しての後継者に関しては、私も今言ったようなアイデアぐらいしか浮かんでいないんですけども、今後とも皆さんとともに知恵を絞ってなんとか新しい担い手をつくってまいりたいというふうに私も考えております。私、さんさん館の運営協議会に所属しているんですけれども、先日、アイスキャンドル点灯まつりがございまして反省会があったんですけれども、そのときに運営部会それぞれ部長さんがいるんですけれども、その部長さんがそれぞれイベントの担当部長になるんですけれども、夏のビッグイベントであります七夕まつりのときの部長さんがそのまま点灯まつりにスライドしていたんですけれども、私、提案いたしまして、副部長は平均若い方がやっているものですから、やっぱりつないでいくということを考えたら、七夕まつりは部長、副部長でやったときには、アイスキャンドル点灯まつ

りのときには、その副部長さんに部長になってもらって、部長さん、経験者というか 老齢の方が多いんですけども、その方が副部長になってサポートに回ってもらおうと。 要するに、新しい人材に経験を積ましていこうというアイデアで申し上げたんですけ れども皆さん賛同していただきまして、やはりそうした機会というか、場も与えてい くことも必要だというふうに感じております。今後、町長いろいろな委員会等に若い 人を登用していくというふうに答弁なさっていますけれども、ぜひとも、それは私も 進めていただきたいなというふうに思っております。

それが今まちづくりの担い手についてはいいんですけども、ほかの部分でまだまだ 懸念されるところがございます。その一つをちょっと聞いてみたいと思いますが、実 は今ボランティアの登録者というのがおります。私、社会福祉協議会に行ってこの前 調べてまいりましたが 63 名のボランティア登録者がおります。ただし、この内訳とな ると 40 代が 2 名、50 代が 3 名、60 代以上が 58 名ということで、失礼ですけどもあと 10 年もすればボランティアではなくボランティアされる側に回るような年齢構成にな っております。やはりこうしたところも、これからの高齢化を考えていくと必要にな ってくる組織であると思いますけれども、こうしたものにも何とか新しい血が吹き込 むようにしていきたいというふうに考えておりますけれども、町長、このボランティ ア活動等についてどのようにてこ入れをしていったらいいか、何かお考えがあればお 聞かせ願いたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 今すぐこのボランティアの登録をアップする、あるいは若返らせていくという方法はなかなかありませんけれども、やはりそういう方たちがどういう形でなら参加できるのかということが、ボランティアセンターの登録等々含めて今福祉の方でも進めているところですので、そういったところの意見も聞きながら、できることはやはり進めていきたいなというふうに思っているところです。ボランティアもそうですし、特に、昨日特養の協定書を結んだわけですけれども、理事長さんもお話ししてましたように、やはり介護職員の確保が非常に難しくなってきていて、なおかつ、看護師さんなんかも全くそのとおりです。そういう中で、僕も初めて知ったんですけどもフィリピンだとかそういう所の、いわゆるこれから移民というのです

か、そういうことも必要だろうと言って、その人たちは英語の試験では、むしろ日本 の看護師さんよりも高いレベルの資格をパスしているというようなことで、それを妨 げている日本の制度というか規制っていうのは少しおかしいんですよねという話もし ていましたけども、そんな時代も規制緩和の中でやってくるのかなというふうにも思 いますし、そのときに正しい情報というのをしっかり我々も頭に入れながら対応して いくということも必要だというふうに思っております。

○議長(鹿中順一君) 1番、佐藤久哉君。

○1番(佐藤久哉君) 私も実はテレビでフィリピン人とかの介護職の方見たんです けど、まだ法的に難しい問題があるということなんですけれども、私もああいうもの が規制緩和になれば、そういう若い人たちを入れていくことも必要なのではないかな というふうに考えております。今のところはまだ見守っているしかないかと思います けれども、そうはいっても高齢化が進み人材不足が深刻になってまいります。先ほど からのいろいろ討論しておりますけれども、やはり時間がかかることは否めないとい うふうに考えております。であれば、少し後ろ向きではないと思うんですけれども、 津別町にいるのは高齢化というか60以上の方は50%以上いるわけですから、特に企業 を退職された60歳になったばかりのような方の中には、今までずっと仕事をやってき たけれども才能を生かして新しく起業したいとか、それから中にはボランティア活動 をしたいとかまちづくりをやってみたかったんだ、そういう方もいると思うんです。 そうした方を発掘する、若い人がいないなら、これだけの高齢化社会になって昔より も 10 歳以上平均寿命が延びて体力的にも向上しているわけですから、昔の 60 歳とは 違って、まだまだ一生懸命頑張れる、やれる、60歳でまだあと15年や20年、20年は 無理かもしれませんけれども、やれるということであれば、やはりそうした方を人材 発掘していくこともひとつ考えとして持っていただければありがたいなというふうに 思います。1回ここで、もし考えがあれば聞かせていただきたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 今、若い人もそうですし定年退職になった方たちもいろんな 資格を持ったりとか、それぞれ技能持っている方もいるでしょうし、ほんのこれぐら いならやってやれないことはないぞというようなこともあるかと思いますけれども、 そんなことをどこで集約していくかっていうのも、またちょっと検討してみたいなというふうに思いますし、いろんな場所があるかというふうに思いますけれども、例えば私が今この間ずっと進めているのはまちづくり懇談会ですので、比較的お年寄りが来る場所になってますけれども、そういった所でも何か今言われたようなことが考えられないかどうかという、こちらのほうからの問題提起みたいなのもしてみたいなというふうに思っているところです。

津別の町が非常に人口が減ってきいてるのはご承知のとおりでして、ひところの3 分の1になっています。ちょっと統計を見てみますと 23 年度が一番特徴的な年でして 平成に入ってから、子どもの数が18人しか生まれていなくて、そして亡くなられた方 が92人ということで、過去最低、最高を記録したわけですけれども、実は24年度、 もう間もなく今月で終了しますけれども、出生数については前の年は18人でしたけど 今は30人、2月段階で、少し増えておりますけど、死亡者がとうとう三桁になってい ます。これは平成に入って初めてのことなんですけれども、非常に亡くなられている 方が多いんですけれども、もう一つ人口の増減に関係するのは転入・転出なんですけ ども、転入・転出がいつも大体平均すると130人ぐらい年間で減っていくんですけど、 平成の平均でいくと。ところが24年度、今2月末で見ると昨年の4月からですけど、 転入が 151 人で転出が 155 人とほぼ拮抗して、これから 3 月少し出て行くかというふ うにも思いますけれども、また逆に4月から仕事に向けて入って来る人たちもいます ので、一番もしかすると今年は転入・転出の差でいけば少ないのかなと。それは何な んだろうということも、ちょっと分析してみる必要があるのかというふうに思います。 そういう中で、できるだけそういう方たちがここの町で住んでもらい続けるために は、先ほども言いましたように住環境はもちろんそうですけれども、やはり将来の子 どものことだとか教育のことだとかさまざま考えると、やっぱり北見から津別の職場 に通って来るほうがいいのかなという方も率直なところおられますし、そういうもの を魅力をやっぱり津別の中にもつくり上げていって、そしてその方がまた地域社会の 中で何らかの担い手になってもらうということの方向性を検討を進めていきたいなと いうふうに思っております。

○議長(鹿中順一君) 1番、佐藤久哉君。

○1番(佐藤久哉君) 私が議会に復帰しまして最初にこの質問を選んだのは、やはりこの問題が簡単に解決することでなく、なお大変重要なことであるということを心の中に持っていたからでございまして、ぜひ町長ともども一緒に頑張って津別のために知恵を絞って、こういった担い手たちを育てていきたいなという思いからご質問いたしました。どうか今後ともよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、高齢者の福祉施設と介護保険の整備についてでございます。だれもが安心して暮らせる、老いても安心して暮らせる津別町となるためには、高齢者に対してより手厚い包括支援システムのソフトと充実した施設整備であるハードが必要であると考えております。特に後者につきましては、津別の福祉というのは今まで居宅型サービスが多くを占めておりました。逆に言えば施設が足りないということなんですけれども、人的なサポートであるヘルパーの不足というか行き詰まりが非常に懸念されます。そうした中で、やはり現在の施設だけでは少し足りないなというふうに私は考えております。

現在、津別町、先ほど町長が答弁の中にありましたけれども、津別町から経済的な理由や該当施設がないために町外で暮らしている方が5名いると聞いております。本人が望んでのことではないと思います。町長と同じように大好きな津別で暮らしたいと考えているのではないでしょうか。もちろんすべてをフォローすることは無理だと私も考えておりますが、やはり津別で暮らしたい、津別で死にたい、その思いはできれば私は叶えてあげたいなというふうに思います。今の施設で足りるのかということであれば、やはり新たにできる小規模多機能ハウス、これは特養のほうにも95名の待機者がいるので、もし開業してもあっという間に埋まってしまって、まだそれでも待機者がいるという状態になるのではないかなというふうに私は認識しております。であれば、さらなる施設整備に向けて私は動き出すべきであるというふうに考えております。特に、数年前から介護事業計画にも載っておりますけれども、数年前から検討を進めている特定ケアハウスに関しては、福祉会のほうでも佐呂間町等の視察を積極的に行い、20 床程度の増床、そしてその分については特定を取るという形でやっていけば、やれるんじゃないかという検討に入っていると聞いております。もしそういう考えが上がってきたら、町長のほうで積極的に支援する考えがあるのかどうかその点

についてもお伺いしたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) この施設関係の不足というは、今までもたびたびいろんな議員さんの中からお話がありまして、そういったもの、それから地域の実情担当課も含めて、あるいは社会福祉協議会も見ながら、それぞれ3年を一区切りにした介護保険計画の中に入れながら取り進めてきたところでございまして、今そういったお話を聞きながら、これまで聞きながら今第5期の計画が進んでいるところです。ここで小規模多機能の建設を民間にお願いしようという計画の中に載せたわけですけれども、5期目の1年目で早速それに手を挙げてくれた事業所さんがいて、そしていよいよ今年度、25年度に建設するという運びになりましたので、非常に順調過ぎるぐらい順調にいったなという認識をしているところです。その先も第5期の計画の中で、ケアハウスだとか老人福祉寮の整備だとかさまざま書いているところがございますけれども、これもどこまでできるかということがありますけれども、該当するところとしっかり話をしながら進めていきたいなというふうに思っているところです。

福祉会さんの方でも、特定施設の入居者、これらを検討しているということで私も聞いてはおりますけれども20床くらい、介護付きでと。それは、一つの建物にするのかどうなのかというふうなことになると、介護付きと介護付きでない、それと微妙なグレーゾーンの方等々がいて、そこのところどういうふうに整理していくのかというのも何かお話しされているというようなことでありますので、資金面も含めて、そういったこともこれから話が進められていくんだろうというふうに思いますし、それが町にいろんな形で協力要請があるんであれば、またこちらのほうとしても話を一緒に協議の中に入っていこうかなというふうに思っています。

○議長(鹿中順一君) 1番、佐藤久哉君。

○1番(佐藤久哉君) 津別町今現在 5,500 人ぐらいの町かと思いますが、その中で 今現在高齢者の単身世帯が 550 世帯あります。こうした方は、いつこうした高齢者の 施設に入っていくかわからない予備軍の方でありまして、近隣の中でも非常に高齢化 率の高い当町といたしましては、やはりこの問題は見逃せない問題だなというふうに 思っております。足りなくなってから建てるでは間に合わないものであり、なおかつ、 先ほど申し上げましたとおりヘルパーに関しても、先日講習会があって新たなヘルパーがかなり資格を取った方がいるとお聞きしましたけれども、実際話を聞いてみると就労意欲のある方はあんまりいなくて、むしろ将来的に親の介護のためにその知識を得たいとか、そういった方が多いということで、先ほど町長のお話にあったように本当に介護畑は非常に人材に、先ほどの担い手の話じゃないですけれども人材が不足しているということであり、そうした人たちの確保も含めて今後施設整備をまた新たなものを進めていただきたいと思います。

回答の中に福祉寮については大変安価で、使う方は大変助かっていると思うんですが、これにケア機能を付けると料金が高くなるというお話でしたけれども、全く併設するのではなくて、現在でもやっているデイサービスとかヘルパーによる居宅型の形の介護以外に何か施設を横に、今福祉寮は緑町にあるんですけれども、例えばそうした介護サービスができる施設の横に建ててしまって、すぐ横で通所型のサービスが受けられる。要するに庭先で通所型のサービスが受けられるようなアイデアを考えることはできないのでしょうか。そうしたことにつきまして、ちょっとお聞きしてみたいなというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) そういうことは、今それをやりますとは言えませんけれども、前々からお話ししているとおり、今ケアハウスのある所、グループホームがある所、そこに今小規模多機能が出来上がりますけれども、あの辺一帯を特養の移設も含めて福祉ゾーンとして考えておりますので、そういった中で順次必要な部分がそこに計画されるようになるだろうというふうに思っています。そのときにどういう型のものがいいのかというのは、施設がどんどんできると当然介護保険料のアップが出てきます。それで負担も皆さんにしていただかなきゃならないものがありますので、やみくもにまた何でもかんでもつくっていくということにもなかなかならないと思います。今全国で一番最も低い介護保険料の町が津別町になっておりますので、そういう意味では注目されていますので、施設が今後たくさんできるということになれば、それにあわせてまた介護保険料もサービスを受けられる方がいっぱい出てくるということは、介護保険料も財源が大変になってきますのでアップが出てくるということにもなります

ので、そういったことも頭に入れながら取り進めていく必要があるだろうというふう に思っています。

- ○議長(鹿中順一君) 1番、佐藤久哉君。
- ○1番(佐藤久哉君) 今介護保険料の話が出ましたけれども、全国で3か所最低の介護保険料だということで、私はこの話が出たときに決して誇れることだなというふうには思っておりません。介護保険料が少ないことは確かに生活を圧迫をしないという意味ではいいことかもしれませんけれども、それだけ町の介護施設が充実してでの上でならば私は問題ないと思いますけれども、今まで多くの議員さんが一般質問で介護施設の充実を訴えてきたように、我が町では、まだ 2,157 人、先ほど町長が言った数字だと思いますけれども、程度の高齢者がいるその町で、やはり充実した介護施設を持っている、高齢者の福祉施設を持っているとは言えないというふうに考えております。ですから、もちろん無駄な施設をつくることはありませんけれども、今後十分検討した上で高齢者福祉計画、介護保険事業計画にのっとって施設整備を進めていただきたいと最後にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 今、議員おっしゃいましたように介護保険料 2,800 円が誇れるものではないっていうのは、一面全くそのとおりであります。施設が少ない部分があります。つくると介護保険料もやっぱり連動していくという一面があって、そのことが安い今生活をしている人たちにとって、上がるということに拒否反応がこれは必ず出てきますので、それに対してのやっぱり配慮というものもしていく必要があるんじゃないかと。そういうものも含めて考えていかなくてはならないのではないかということでありますので、これは介護保険をつくるときには、そこの委員の皆さんもおりますので、そこにはさまざまな方も入られています。病院の先生ももちろんそうですし、そういった中で専門性の中でいろんな提案を受けながら私自身も考えていきたいなというふうに思っています。
- ○議長(鹿中順一君) 暫時休憩をします。

休憩 午後 2時18分

## 再開 午後 2時30分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番、谷川忠雄君。

○8番(谷川忠雄君) 〔登壇〕 それでは先の通告の質問をしますので、簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

まず、題目ですけれども、公営住宅等長寿命化計画に係る維持管理の年次営繕の方 策はということでございます。内容を申し上げます。町では、平成23年3月に長寿命 化計画を樹立し、従来の対症療法型の管理から、予防保全型の維持管理への転換を図 る住宅政策を立てています。もって、本計画の位置づけでは、町の長期的、総合的な 計画や、福祉施策との整合性を含め、町政方針にも具体的な推進を図ることが明記さ れています。目下、町では歩いて暮らせる街区の新築住宅の施策や廃屋、持家施策が 重点で、郊外住宅は軽、中度の営繕もままならず、総じて我慢を強いられ不満等の声 が非常にあります。もって、その声もなかなか出しづらい状況にあるというふうに聞 いております。郊外者は定住施策に逆行し、町外転出の声も散見されるような実態に あります。もって、本整備プログラムによると特に共和団地の関係を例題として申し 上げますが、公住の共和第2団地は昭和53年から58年の建設で34戸があり、活用手 法では移転建て替え等の構想で、平成38年度以降の待てば長い計画となっています。 よって、本建物は今後約15年前後の長きにわたり現状維持の形態で入居させるものと 推測されます。本住宅は築後 35 年前後がたち、現入居者は、老朽化等々が進捗する住 宅に入居せざるを得ず、目下最低限の改善や修繕を早期に待ち望んでいる実態にあり ます。もって、次の諸点の営繕等の計画につき質問します。

1つ目、本計画に当り、地域協議を行い策定したのかどうか。

2点目、今年度対象地区協議をして、住民の率直な要望を聞いて、年次営繕に取り 組むべきでないか。

3点目、予防保全型の維持管理で具体的に何を取り組むのか。

4点目、建て替えまでの長持ち計画や営繕を基本的にどう考え計画するのか。

5点目、緊急を要する軽、中程度の対応を住民の声を受け、次年度以降早期に予算 化すべきでないか。

6点目、類似する他地区の住宅についてはどう対処するのか。 以上でございますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(鹿中順一君) 谷川忠雄君の質問に対して理事者の答弁を求めます。 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 〔登壇〕 それでは、谷川議員さんから公営住宅等の長寿命 化計画に係る維持管理の年次修繕の方策というようなことでご質問がございましたの で、6点ほどお話がありました。内容的にはダブル部分も出てくるかというふうに思 います。長寿命化計画、基本的な計画がありますので、それに沿って今進めていると ころでございますけれども順次説明させていただきます。

まず、計画づくりに地域協議を行って策定したかということでございますけれども、公営住宅等長寿命化計画を策定する際には、これは地域協議というものは行っておりません。その親計画というのですか、この基本計画であります住生活基本計画、これを策定するときには三種類の住民意識調査、アンケートを通じてさまざまなご意見を伺ったところでございまして、それをもとにコンサルも含めて住生活基本計画をつくりまして、そして、その次に公営住宅等長寿命化計画を策定したということでございます。この公営住宅等長寿命化計画は、平成23年度から32年度を計画期間としておりまして、先の親的な計画であります住生活基本計画、この中から公営住宅等に係る施策を担うものとして平成23年3月に策定したものでありまして、中間年に見直しをすることというふうにしているところでございます。

二つ目の今年度対象地区協議をして、住民要望のもと年次営繕に取り組むべきということでございますけれども、長寿命化計画に基づきまして、これは建て替えするもの、全面的改善をするもの、公営住宅ストック総合改善事業対象要綱により個別改善をするもの、それから用途廃止をするものなどが、それぞれ区分けされ計画されておりまして、現在これにより事業を順次進めているところでありまして、そのほかに緊急的、あるいは何らかの有効的な要望、こういったものがある場合は、その都度対応していくこととしたいというふうに考えているところです。

それから、三つ目の予防保全型の維持管理で具体的に何を取り組むのかということですけれども、劣化の状況等を踏まえまして、ストック総合改善事業対象要綱により個別改善を実施することとしているところです。現在の計画期間においては、木造平屋建て住宅の屋根の葺き替えだとか、それから外壁塗装など長寿命化計画の改善を豊永団地において一戸建ての部分の所ですけれども実施しております。たつみ団地につきましては、外壁改修とユニットバスを設置いたしまして、特賃住宅については経年劣化した給湯ボイラーの取り替えを行うなどしているところです。今後長期にわたって使用できるよう対症療法型の維持管理から予防保全型の維持管理を進めていきたいということで今現在計画に沿って進めているところでございます。

四つ目の建て替え前の長持ち計画や営繕をどう計画するかということでありますけれども、入居者の退去時に行う入退去時の修繕、それから団地内全体の経年劣化に対応する維持管理、そして個々の入居者の日常生活に支障を来たす緊急性の高い修繕である経常的な修繕を行いながら、その先に建て替え移転に向かっていくということを考えているところでございます。

五つ目の緊急を要するものは住民の声を受け、早期に予算化すべきということでありますけれども、担当課に要望の直接あるもののほか、自治会長からの要望、あるいはまちづくり懇談会での要望を受けまして財政状況を勘案しながら修繕対応を行っているところでありまして、耐用年数を超えている住宅にあっては大規模な改修は行わないというふうな方針を立てているところです。

それから、最後の類似する他地域の住宅はどう対応するのかということですけれども、津別町長寿命化計画に基づき実施しておりまして、緊急性、それから老朽化の程度、入居者の実態、こういったものを踏まえまして財政事情を勘案して実施することとしておりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) それでは、項目を区切りながら一問一答で行いたいと思います。

まず最初の計画づくりの関係です。策定関係については理解をしてますけれども、 三種類の住民意向調査をやったというふうなことで、いろんな声も反映されていると 思いますけれども、まずこれの回収率は何パーセントであったかお聞きしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 住民意向調査、これは公営住宅のこちらの住生活基本計画の中にも出てございますけれども、一つ、三種類の中で、町内の住宅、まちづくり関連団体職員 15 団体、ここに配付をいたしましたのが 117 枚配付をいたしまして、回収数は 84 ということで 71.8%、これは商工会とか建設業協会とか農協だとか、こういったところにも関連団体の職員ということで配付したものでございます。それから、二種類目、町外からの通勤者向けにアンケートをしてございます。これは、よその町から津別の職場に来る方たちに対して 65 枚配付をいたしまして回収 64 枚ということで、回収率は 97%ということで、ほぼお1人を除いて全員提出されたという状況です。それから、三種類目の公営住宅に入居されている方の全世帯にアンケートをやりまして、これは配付枚数 333 枚でございまして回収は 188 枚ということですので、回収率は 56.5%ということでございます。
- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) 回収率の関係については、結構回収率がよかったかなと。対象も結構ある程度絞られていますので、これについては理解をいたしました。

次の1番の丸ボツの二つ目ですけども、中間年に見直しを行うというふうになって おりますけれども、中間年の見直しはおおむねいつごろなのか。これについてお答え をいただきたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) これも津別町の公営住宅等長寿命化計画のところの中間年というところで矢印をつけておりますけれども、27年が真ん中のところということですので、26から見直しを図っていくということになろうかと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) それに連動いたしまして、計画ですから中途で矛盾だとか実態に合わないものが出てくるというふうに思いますけれども、それらの是正についてはどういうふうな考えで対応するのか伺いたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) これにつきましては、長寿命化計画と関連して親計画であり ます住生活基本計画、これがありますので、両方見ながら進めることになりますけれ ども、実態に合わない部分というのはいろんなケースが出てくるかというふうに思い ます。例えば計画の中で、基本的にはこれ建て替えして長持ちできるやつはお金をか けて価値のあるものは直していこうと。かけても余り意味がないなという部分は壊し て、そこに建てるのではなくて別な所に建てて移転していただこうというふうなこと も含めて考えてますけれども、そのときに、この計画のときに考えていた移転先とい うのですか、そこが例えばこれは23年の3月に計画をつくっておりますけれども、こ れは出来上がったのが23年3月ですから、22年度にいろいろ計画を立ててきたという ことでございます。その間に、例えばこども園ができるということで今進んでおりま すけれども、その土地の交渉の際に丸玉さんで譲っていただけそうな土地のこと、将 来例えば住宅にするかどうか別にして、そういったことも一部お話もあったりしてい ますので、そうなるとそういうところも組み込んでいったほうがいいのかどうかだと か、それはまちなかに出てというか、まちなかにそういう土地がありますので、そう いったことをこの計画の中に組み込んでいったほうが、さらに先ほどのお話でもずっ と出ていました、まちなか居住で歩いて暮らせるというところに合致してきますので、 そういう変更というのが考えられるというふうに思っているところです。

- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) 次に移ります。

対象地区協議の考え方と住民要望の対応の仕方なのですけれども、町ではいろんなこういう立派な相互関連ある計画を立てましたけれども、地域の話では町の計画ができた成案を余りわかっていないというふうな状況です。それで、この計画については、相当長期のスパンの計画になりますので、該当のそれぞれ団地の方がそれぞれおりますので、少なくともそこの団地については、例えばあんたの所は移転建て替えだとか、維持管理型の住宅になるのですとかそういうふうな、なんか簡単な説明をして住民も理解をする、そういうふうなやり方をするのがいいのでないかなというふうに考えていますので、その辺についての考えをいただきたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 個別に例えば先ほど谷川議員さんの中では共和の2というこ とで出てましたが、これはまだ大分先の話です、建て替えするのは。その間に改修と いうか一部営繕をしていくということは出てくるかというふうに思いますけれども、 問題は、一番最初にもう耐用年数が超えているのが 60%以上ある状況の中で、このま ましていくと、その先10年もたたないうちに8割近くがもう耐用年数が超えてしまう と。これはなんとかしないとならないぞというようなことが、まずスタートとしてあ ったわけですので、それはその大きな説明という部分、町の住宅事情というのを実は 平成20年の町政懇談会にスライドを使いながら各地区、二十数か所で説明をしており ます。その中で、まちなか居住の推進ゾーンと重点ゾーンというのが 500 メートル、 1キロメートルというのも映し出しながらお話しをしたりとか、それから最終的には その当時ですけれども、公営住宅、特賃住宅、町有住宅、これが 448 戸あるのだけれ ど 370 戸にしていきますというようなことの説明だとかさまざまやってきまして、そ して今10年間の中の部分を進めているということで、どこから始めるかというと、こ れは昭和30年台、40年台に建てた建物から順番にやっていくというのが、これはやっ ぱり筋の話だと思いますので、そこを対応していくのに、これまた2、3年でできる 話ではありませんので、そこと話をしながら今進めているところということでありま して、また時が近づいてまいりましたら次の所のご説明にまいりたいというふうに思 いまして、それまで何か緊急なもの等々出てまいりましたら、遠慮なく担当課のほう にお話をしていただければなというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。

○8番(谷川忠雄君) 町長の話も一定程度は理解しますけれども、これで地域でこれ住んでいる人は、こういう町のこういう計画すら余りわかっていないと。わかっていなければ知らせる方法だとか、この一覧表によると極端に言うと、30年台とかというのは完全な取り壊しというふうな計画になっていますからいいと思うのですけれども、せめて50年代である程度年数をもたすというのは団地数が限られているのではないかなと。こういう所には結局町の住宅の整備や改修がどんなふうになっているのかわからないと、これ地域住民はますます不満がたまると。不満をある程度解消するた

めにも、団地を区切って私は説明をして理解をもらうほうが、結局町に住んでよかったなと、そういうようなことも含めて思うのではないかということで、ただ無制限に結局たくさんやんなさいというふうなことでなくて、そのようにある程度団地を区切る方法もあるし、少なければある程度地域をまとめてやるという、そういう方法もあると思いますけれども、その辺の関係についてもう一回いただきたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) なかなかこういうものというのは、一応計画をつくってさま ざまな形で前文の部分は議員の皆さんにはお配りするのですけれども、別な部分は通 常はこれもそうなのですけれども、ダイジェスト版をつくってます。そして配付は既 に全町民にしているわけですけれども、現実にはそんなのあったかなというのが、そ ういうことで実はこういうときに配っているのですよということで、持ってられる方 もいますし、それを見て、うちのはこうだよなというふうに、この年だよなと言って こられる方もいますし、それから市街地の町道の整備計画、これを 15 年計画で5年、 5年単位のA、B、Cの区分けをしていますけれども、そういったものも配ったもの はちゃんと持ってられて、自分の所はBランクだからBのところでいけば何年度あた りにそろそろ入ってくるのかいということで、まちづくり懇談会で聞かれたりするの ですけれども、そういうそれぞれの町民の方の承知している差があるというのも、こ の間私も十分承知しているところですけれども、まずは自治会長さんの集まりかなん かのときに、もう一度町の公営住宅、そういったものの取り扱いをどういうふうにし ているのかというのを説明する機会が、またこの3月とか4月というのは総会シーズ ンになってきますので、そういうところで説明する機会も持たせていただきまして、 その中で自治会長さんからいろんな要望がまた出てくるかと思います。話し合いをさ らにしてほしいだとか、もう前々からこういうのがあるので、これだけは早急にやっ てほしいだとか、いろいろあるかというふうに思いますので、そのような形でとりあ えずは、自治会長さんのところでやってみたいなというふうに思います。
- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) 一定程度は理解しますけど、それはちょっと後段のほうでも う一回詰めたいと思います。いずれにしても自治会長さんやいろいろ中間でかんでも

らうのはいいのですけども、やっぱり直接でないと非常にやっぱり理解も遅いと。話 も混線したり、いろいろ誤解を生む要素になるということも一つあるということだけ 言っておきます。

次に、予防保全型の維持管理ということで、管理の仕方を療養管理型から変えたというふうなことですけども、そもそも予防保全管理というのは、町の住宅政策ではなくて、先取り営繕をやって良好な住宅を長持ちさせると、一口で言えばそういうことでないかなというふうに思われるのです。ということであれば、長持ちさせるためには、やはり地域の方の理解だとか、その辺の不満をいかに理解をしながら進めていくかというふうなことになるのでないのかなというふうに思っています。いずれにしても立派な計画であってもアフターが行き届かないと計画倒れというふうなことになりますので、この辺の問題も一つあるということについても一応お話をしておきたいと。それはお話だけにしておきまして、建て替え前までの長持ち計画だとか営繕についての関係ですけれども、対象団地をいろいろこの表で見てみますと、新しいものからやや古目のものからいろいろ混ざっておりますけれども、これでいくと必ずしも古いのから先に手がけているというふうなことでもなくて、そういうふうに見られるものですから、通常は古いものから順序立ててやっていくというふうな形で、この営繕計画、これはどういうふうな考え方でまず立てたのか、ここをちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

## ○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) これは維持管理のための修繕計画というのは、先ほどもお話ししましたように、まずは建物、その前にですけれども改善の優先順位というのをつけてます。特に老朽化している風呂のない、そういった老朽化している所、それで旭町なんかでいけば昭和35年、36年、41年というふうに建っています。西町、緑町、本岐、高栄、こういった所は、昭和30年代を中心につくられてきています。これらが178戸あるのです。これは、早期に更新すべき団地という位置づけで、建て替えを含めて今随時進めているところでございます。その次は、ふろがあって老朽化している所ということで、これはまた40年代、1つの団地でも年度をまたがってできている所とか、ちょっと何年か後にまた一緒になっているという、きちっきちっと年度で分けら

れませんので、そういった所も一塊になっていくのですけれども、そういう年度で一 応分けながら、これは建て替えをしていこう、これは修繕をしていこう、これは用途 廃止をしていこうだとか、さまざまなことを今考えながら、その順に建て替えをして いるところです。維持管理のための修繕計画というのは、これは長寿命化計画の89ペ ージにも出ておりますけれども入退去の修繕、そういったときに修繕したりとか、計 画修繕ということで、これは一遍にやると膨大な費用がかかりますので、これは優先 順位を決めながら進めていこうということで、それから経常的なちょこちょこちょこ ちょこある小破修繕、こういうものは随時進めていこうということで、やっていると ころです。担当課のほうには、ぜひこれを直してほしいとか、そういったものもそん なにそんなにきていないというようなお話を聞いているところなのですけれども、あ るのであれば、また言っていただいて、必要性のあるものは改修していこうというふ うに思っています。まちづくり懇談会でもたまに出てくることがあります。ここの所 をぜひなんとかしてほしいというドアのことだとか、そういったことも対応していま すので、基本的にはこの計画に書かれているものを踏まえながらやっているというこ とでして、その中でちょっと前後したりする部分も出てきたりしましたら、また課内 の中で調整も図りながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。

○8番(谷川忠雄君) いろいろ難しい問題も内蔵していることについては理解はしていますけれど、細かいことがいろいろできない部分もあると思うのですけど、それであれば言ってみれば、これ団地が限られているものですから、少なくても長く住んでもらってなるべく住んでよかったなと不満の出ないようなやり方として、結局毎年建設課も多くの施設を抱えていますので、団地ごとに個別要望になるかわからないけども、そういうふうなものをとって、それで結局これはちょっとできませんよとか、躯体に係るものはなかなか難しいものがあると思うのですけれども、これは住宅の個々の対応によって要望やなんかをとれば、地域にどんな要望があるかというふうなことも十分把握できるし、やれるもの、やれないもの、こういうものの区分けができると。そういうものを血の通ったやりとりをすれば、住民の不満も相当程度解消できるというふうなことで、これは担当部局では当然個別要望を例えば自治会長さん経由

してもらってもそれはいいですけれども、やっぱり個々の住民は町にやっぱりこういうふうなことをいろいろ言ってきたり何なりというのは、結構町には非常に遠慮している部分というのは相当多いのではないかなというふうに思っています。ですから、いろいろ細かいことが別として、個別要望ぐらい毎年とるようにしたほうがいいのではないかなというふうに思いますので、その点についてちょっと伺います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 個別要望をとるかどうかということについては、また担当しているところの意見もいろいろあるかというふうに思いますので、そことまた協議をしながらどういう方法がいいか考えていきたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) それで緊急営繕のほうにちょっと移りますけれども、これ緊急営繕の場合、当然即決でやるというのは、それは決まったものだと思うのですけれども、ここにもちょっと書いてますけれども、自治会長さん経由だとかまちづくり懇談会だとか、いろいろ要望書いてますけれども、これは住民にとっては非常にあつれきが多くて、町長の前でいいことならなんぼでも話できますけれど、あれ直してくれ、これ直してくれとはなかなか言いづらいものがあるということで、私は先ほど言ったように直接要望を十分検討されてやって、その中で交通整理をすればいいのでないのかなと。それをやることによって、待ちの行政ではなくて、先取り行政になるのではないかというふうなことで、こういうものをやれば住民も満足するだろうというふうに思っていますので、その点についてもう一度お願いしたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 通常の緊急を要するものって、これは予算的にもある程度組んでいますので、それにすぐ対応できるようなものはしていっているつもりであります。そういう本当に緊急を要するものというのは今すぐやってもらわないと困るということですから、それは当然連絡が大家である町のほうにくるのが当たり前ですから、そうやってきている分については対応しているというふうに考えています。懇談会なんかに行きますと、例えば町長に言ったほうが早くやってくれるというような、そんなことも言う人もいますけれども、これはすぐはできないものですねということは、

それでお話をしていますし、そんなことになっているのだということで持ち帰って、 早速対応してもらうというようなこともありますので、それぞれいろんな場面で得た ものについてはやっぱりできるものからやっていくと。そして今すぐしなくちゃなら ないものは、当然やるのは当たり前のことですので、そのような形で進めているとい うことでご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) 緊急営繕の関係ですけれども、これも即決性を要求されるのですけれども、住民のほうも結局、緊急で町に要望することすら非常に遠慮気味というふうなものもありますから、例えば緊急要望を受け付けるのであれば、例えば広報がいいのか個別回覧がいいのか、そういうふうなものでお困りの方は、どうぞ町のほうにおっしゃってくださいみたいな、何かないとなかなか住民も、のべつまくなし言っていいかとどうかといういろんな問題があると思いますので、それらの問題については、ちょっと方法論を考えて対応をお願いしたいなというふうに思います。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 緊急要望の範囲というのはどういうものを言っているのか、ちょっとあれなんですけれども、緊急要望であればすぐ直してほしいということで連絡が来ると思います。それに対してはすぐやっておりますので、できればここをやってもらいたいとかというようなことは、また別の問題だというふうに思いますので、今緊急を要するものということでありますので、その部分については本人が直接困っていますので、それは言いづらいとかなんとかということではなくて、連絡は入るものというふうに考えております。
- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) 緊急要望の個別案件については、後で直接担当部局に話はいたしますけれども、いずれにしてもそういうふうな案件で見解が分かれるところもあると思いますけれども、それらはまた後ほどあれしたいと思います。

続いて、建物もいろいろいっぱいありますので、屋根だとか劣化が進んだりなんか しているような所もいろいろありますので、これらについては少なくとも最近の結局 新設住宅では、時代が違うと言えばそれまでなんですけれども、今は本当に内部設備、 至れり尽くせり、すべて完備型になっています。やっぱりそれらとの落差も時代の差はあると言っても相当大幅に天と地ほど違うものがありますので、それらのバランス修繕というか整備というか、そういうふうなこともここら辺でもう一回考えてみるべきでないのかなと。新しい所にはどんどん金を投資していますけど、古い住宅はほとんど置いてきぼりというふうなところで、いろいろやっぱり住民の方でもいろいろその辺のところについては不満を考えている方もいますので、それらについては機会均等といいますか、ある程度の家の状態によって、ある程度の投資を考えるようなことをすべきでないかなというふうに思いますので、その点について伺います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) これは先ほど言いましたように、耐用年数が過ぎて本当に困ってしまった状態というのがありまして、それを直していかないとどうにもならないと、このままいくと。ということで新しい住宅を今建て替えしているわけです。それは順番にやっていかなくちゃならないですし、通常のものの考えとしては古い順番からやっていくというのが筋だというふうに思っていますし、そして昭和30年代のものと今の建物が同じであるはずもありませんので、それは時代の流れの中で今風なものが出ていくというふうに思います。そのいわば中間点みたいなところ、50年代、60年代というようなところもあるかというふうに思いますけれども、そこは何度も言いますけれども、必要な部分は対応していくというふうにお話しをしていますので、そのような形で進めていきたいと思います。ただ、全面改修、壊すということが前提になっている所の全面改修はいたしませんということでございます。
- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) お話はわかりましたし、私も超古い住宅を言ってみれば直せというふうなことを言っているわけではなくて、整備プログラムに載っている古くても昭和50年代の建物を維持保全だとかいろいろ書いてますけれども、それらにきちっと作文はできているのですけれども、どうも住宅の営繕的なものについても、順番的なものだとか、その辺の建物の古さというか、その辺やなんかがどうもバランスがとれて公平にできてないのではないかなというふうなことがあるものですから、いろいろ細かいことは別にして個々の住宅の整理をする意味でも、地域なり個別要望をとれ

ば、ここはお宅はこういう古い住宅ですから、これは軽度、中度の修繕はしますけども、大修繕はできませんだとか、そういう形で個別に話をすれば住民の人もやっぱり自分の観念も理解も高まるし、一番理解が早いのではないかなというふうなことで、住民要望の取り方については十分考えるというふうなことでしたけれども、これについてはぜひともそういう方向で対応して、住民不満がうっせきにならないようにぜひとも25年度から、これから十分対応してもらいたいなということで終わりたいと思います。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) まず、今進めている所については、説明会をしたりして建て替えの所もそうですし、大体イメージはつかんでいるというふうに思います。これから緑町の方だとか、それから高栄団地の方たちがまちなかに移住して来るような形になるかというふうに思いますけれども、その次の段階の人たち、それは次の計画にまたなっていきますので、その間になんか阻害されているようなイメージを持って、何もしてくれないのだということではありませんので、その辺はこの整備プログラムというのは、こういうものなのですよということをもう一度どこかでご説明をさせていただきたいというふうに思いますし、それをとりあえずもう一度自治会長さんにそうだったかというふうなプログラム、それはこういうふうなことで変更できないのかと、それはいつぐらいにそういうものがもし変更できるとしたら、そういう意見が吸収できるかというようなことをお話する場をまず設けたいなというふうに思いますけれども、それはまず今ある整備プログラムというのがなぜできて、そしてどうしようとしているのかというのをまず認識していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。

○8番(谷川忠雄君) もう一点ちょっと追加で申し上げておきます。いずれにしても団地はいろいろあるものですから、担当部局で年にせめて1回程度だとか2回、回数が多ければ多いほうがいいのかもしれないけれど、最低1回ぐらいは現地も全然来たこともないというふうな話がすべて当たっているかどうかわかりませんけれども、少なくてもやっぱり予防保全型の管理をするということであれば、当然担当部局は現

地を見て歩いて、やっぱり30戸住んでいれば3戸なり5戸ぐらいのいろいろ意見を聞いてみるだとか、そんなことは最低限説明会ができないのであれば、必要でないかなというふうに思いますので、その点について最後お聞かせください。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 回っているかどうかというのは、ちょっと私も承知しておりませんので、どのような形で…。

(何事か言う声あり)

- ○町長(佐藤多一君) 原課のほうからお答えをします。
- ○議長(鹿中順一君) 建設課主幹。
- ○建設課主幹(金野茂幸君) 今ご質問で回っていないと言いましたけれども、常には回ってはいませんけれども、要望というか小破修繕、緊急性のあるものについては随時電話なり連絡がきまして、その都度対応して団地に行っていますし、それと年に1回家賃の関係でいろいろ連絡したりなんなりしますので、そのときにも対応はしていますので、ただ、常時回っているとか云々というのはないので、そして、今回につきましても、小破修繕的には74件で280万ぐらいの経費を使っておりますので、できる範囲の限りで修繕というか営繕的にはやっているつもりでいますので、今後ともよろしくお願いします。
- ○議長(鹿中順一君) 8番、谷川忠雄君。
- ○8番(谷川忠雄君) これで最後になります。それで、とにかく予防保全型の住宅管理にすると言っているのだから、少なくても待ちの行政でなく、少なくても例えば新年度予算組むのであれば9月、10月ぐらいには、やっぱり全町を回るわけではないのだから、やっぱりそういう所を何件か歩いてみたり、率直にたとえば話ができる人もいると思うのだけれど、せめてそのぐらいのことをやって、そういうことであれば住宅営繕ここはどんなふうな感じだとか、そういうふうなやっぱり地域に町の心が伝わるやり方で、最低限担当課の現地回り、年に1回は必ずやっていただきたいなというふうなことだけ、これは要望して終わりたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 次に、2番、白馬康進君。
- ○2番(白馬康進君) [登壇] それでは、通告順にしたがって私の一般質問をさ

せていただきます。

今年2月行われました津別町議会選挙において、町職員の一部が特定の候補者のために選挙活動をしていることに対し、町民批判も出ていたし、またこのこと自体いろいろと誤解を招きかねませんので私自身も大変遺憾に思っております。特に、今日町職員としてのさらなる資質向上と意識改革が強く求められるときだけに、今回のことも含めまして町民から信頼される望ましい姿勢が問われています。町長としてこのことをどう受け止め、今後指導力を含め、どのような見解を持たれているのかお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長(鹿中順一君) 白馬康進君の質問に対して理事者の答弁を求めます。 町長。

○町長 (佐藤多一君) 〔登壇〕 それでは、町長の政治姿勢についてという大きな 項目の中で、選挙の関係でございますけれども、この地方公務員の選挙活動に対する 法律上の制限というのがありまして、これは公選法の第 136 条で選挙管理委員会の職 員、それから警察官、あるいは徴税吏員を特定公務員ということでありまして、それ らの人たちは選挙運動の禁止がうたわれております。在職中は選挙の種類を問わず、 また職務の区域と関係なく一切の選挙運動が禁止されているところです。また、同法 の 136 条の2では、国もしくは地方公共団体の公務員又は独立行政法人、もしくは特 定地方独立行政法人の役職員は、その地位を利用して選挙運動をすることを禁止して いるところでございます。地方公務員法においては、第36条で特定の政治的立場に偏 らず中立であることが求められておりますけれども、これによって地方公務員の政治 活動が一切禁止されているというものではありません。つまり、地方公務員法36条は、 職員の政治的行為の制限を定めていますけれども、この規定は労働組合への政治的行 為を制限するものではありませんので、組合が特定の選挙へ向けて特定の候補者の指 示や推薦を決め、組合へ周知するということは組合活動の範囲ということにされてお ります。ただ、地方公務員と国家公務員に対する法律が今異なっておりまして、国家 公務員には罰則規定がありますけれども地方公務員には罰則規定がございません。禁 止する内容もかなり違っておりますけれども、そういう法律の違いがありますけれど も、人によりさまざまな見方や見解があるというのは承知しているところであります。

皆さんもご承知のように、昨年の8月に施行されました大阪市の職員の政治的行為の制限に関する条例ということで初めて条例を大阪市がつくったわけですけれども、その内容については、大阪市の職員は地方公務員ですので、国家公務員並みにその内容を条例の中でしたわけです。これについては、ご存知の橋下市長がそういう形をとったわけですけれども、橋下市長が所属する大阪弁護士会の中では、思想良心や表現の自由を地方公務員法の規制を越えて制限しており、憲法違反の疑いがあるというふうにしているところでございます。以上のことから、津別町役場の職員組合の活動としては認められるべきものではないのかなというふうに考えますけれども、ただ、町民の皆様に不信を抱かれるようなことのないよう、また町民に信頼される誠実な行政運営を実行していくため職員研修等を充実させまして、町民に役に立つ職員となるようさらにレベルアップに努めてまいりたいというふうに考えているところです。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、白馬康進君。
- ○2番(白馬康進君) ただいま町長から答弁をいただきましたけど、多少町長と私の見解に相違があるようですので、再度私の感じている点も含めてお伺いしておきたいと思います。私は、質問する前に特に町長が前段言った法律上の問題については多少私も認識しておりますけれど、これらはいろいろ解釈だとか見解とか取り方によってはありますから、この件について特に掘り下げて論議しようとは思っていません。ただ、私はむしろ世論の一般的な常識範疇での見解をお伺いしますので、よろしくお願いします。

それでは、まず私が遺憾に思っていることでありますけど、今日地方も大変厳しいときだけに、私どもも今や議員も与党も野党も関係なく議会改革を含めて開かれた議会を目指しているときに、職員が議員を区別して度を越えた選挙活動をしていること自体私は遺憾に思っています。この点町長はどう考えますか。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 先ほど言いましたように、その組織というか労働組合は活動として認められておりますので、そこでどういう表現をとってどうするかというのは、こちらで指示している問題ではありませんので、それはそこに対して、またこうせ、ああせというのはまた別な表現の自由等々が出てまいりますので、そこに対するお答

えというのは、これはなかなかしづらいというふうに思いますし、その組織は組織でのやり方をしているのだろうというふうに思います。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、白馬康進君。
- ○2番(白馬康進君) 組合の活動が認められている中での範疇でやっている中で町長としてはなかなかここには口出せないということで、今町長の見解をもらっていますが、それでは、このことはそういうことである程度認めざるを得ないということですから、それはそれとして私は今聞き及んでおきます。

そこで、次にいきますけど、町長は常日ごろ、町職員の能力と資質の向上は不可欠であり、その意識改革を図っていくと常に申していますけれど、この意識改革においては、最後の後段でもある程度レベルアップをするように努めていくと言いますけど、この点について町長はどのような指導力を発揮しようとしているのか、どのように図っていこうとしているのかこの機会にお伺いしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- これは毎度お話ししていますとおり、予算質問でもよく、あ ○町長 (佐藤多一君) るいは決算の質問でもよくございますが、職員研修に対するご質問がたくさん出てい るかというふうに思いますけれども、そういった職員研修、それは今地方分権の中で さまざまなことが地方自治体に降りてきていると。それをまずしっかり受け止めて、 それを町の中で条例化したり規則をつくったりとか、そういう能力はまず上げていか ないと対応できなくなりますので、そういったことを研修の中でしっかり進めていこ うということでやっているところですし、それから地域おこしだとか、まちづくりだ とか、そういったところの研修もしておりますし、それから、最初にもお話出ていま したように、例えばさんさん館のイベントにしても、まずは地域の若い人たちとそれ ぞれ交流をしなくてはなかなかその先に進みませんので一緒に、前にも話ししました ように丸玉さんの職員だとか農協の職員だとか、そういった人たちとの交流を今自主 的に若い人たちが始めたりしております。そういったことを後押ししてあげたりとか というようなことで、それは一遍に今日それを習ったからということで明日からすご い人間になるということはあり得ませんので、一つ一つそういう経験を積み重ねなが らレベルアップを図っていきたいということで、それに対するお金が必要な部分は措

置をしていきたいというふうに考えています。

○議長(鹿中順一君) 2番、白馬康進君。

○2番(白馬康進君) いろいろと積み上げた研修の中でそういうことも目指していくということでありますから、それはそれでそういう町長の姿勢であるということを受け止めておきます。しかし、これがもし民間会社でも会社だったら、当然社長が社員のためにもっと仕事に専念せよと、そして営業を上げろと、努力せよという力強い指導力を私は発揮していると思います。町長は、町の責任者として今言ったことはわかりますけど、そういったことをやはり会社と同じような社長になったつもりで、やはりもっと業務に専念せとか、やっぱり余計なことに時間を費やすことなく、やっぱり町民から見た目の信頼されるように働けというような、そういうやっぱり指導力を私は発揮しなかったら、なかなか言葉で上手に意識改革すると言っても、それは私は進まないと思いますけど、この点町長はどう思いますか。

○議長(鹿中順一君) 町長。

職員は、しっかり働いてもらいたいというふうに思ってます ○町長 (佐藤多一君) し、それは私が考えているようなことだとかというようなことは、皆さんの前で話を するというのは、それは年末年始だとか、そういった年度末だとか、そういうところ がありますけれども、毎月職員にはメールを通じながらお話をさせてもらっています。 そして、それに対して私のほうにもメールが返ってきたりとかというようなことも、 この間ずっと6年間続けておりますけれども、そういうやりとりもしながら進めてい るところです。結構職員一生懸命やっています。本当に、この間の何といいますか残 念ながら採用になりませんでしたけれども、企画計画書のつくり方についても、やっ ぱりあれを僕は見た瞬間に、これならなんとか中央に持って行っても突破できるので はないかと。残念ながら突破できなかったのですけれども、そういう構成力だとか、 それからアピール力だとかというのは確実についているなというのは、やっぱり感じ ていますし、そういう職員をまた見習いながら、まねになるかもしれませんけれども 参考にしながら仕事を進めていくということを後押ししながら頑張っていってほしい なというふうに思いますし、そういう形で職員が一つ一つ成長していくことを願いつ つお話しをしているというふうに受け取っていただければと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 2番、白馬康進君。
- ○2番(白馬康進君) 私は仕事を一生懸命やってないなんてことは決して言っていませんし、多分私も役場にしょっちゅう来ますからそういう姿は見ていますから、私もその辺は認めております。ただ、町長が後半答弁したことには、町民の皆さんに不信を抱かれるようなことだとか、町民に信頼される誠実な行政を運営を実現するために職員のレベルアップを図りたいといいますけど、これは不信を抱かれることなく信頼される職員の姿勢というのはどういう姿なのか、再度町長にお聞きしたいと思います。
- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) それは仕事として一生懸命町民のためにやるのが優れた職員だろうというふうに思います。そういうことになるようにさまざまな研修も組んでやっているということでございますので、ご理解いただければというふうに思います。最初のご質問からいきますと、何か話がずれてきたような形にもなりますけれども、選挙のお話だとか、それから地方公務員の政治活動だとか、そういったお話もありましたけれども、それは先にも申し上げましたように労働組合は労働組合としての認められたやり方というのがあります。それから今度それを逸脱して、例えばこれは公職選挙法にもうたわれています個別訪問はしちゃだめですよとか、それは違反ですよということは、これは労働組合だけの問題ではなくて、これは選挙人すべてにわたって言われている内容でございますので、そういったことが実際にあったり、それは警察から摘発を受けたとかということになれば、それはまた何ていうのですか、処分だとかさまざまなことが出てくるかというふうに思いますけれども、そういった法に反するようなことではない認められている中では、それは自分たちのものの考え方、その組織のものの考え方は、それはそれであってはいいのじゃないのかなというふうに思っています。
- ○議長(鹿中順一君) 2番、白馬康進君。
- ○2番(白馬康進君) 私は最初の質問で、誤解を招かないようにやはりそういうこともしていかなきゃならないということですけど、一部の組合の職員が活動の認めている中で、こういう度を過ぎた活動をするということは、職員全体がそういう資質で

見られるということで私はそういう誤解も一つのあれですし、いろんな誤解を私は生 じてきますと思います。町長は今私のあれの中で組合の選挙活動は認められるし、組 織は組織の活動の中でやっていることだからと言いますけど、ここが私は問題だと思 います。今まではずっとやってます、私はこれは。こんなものは組合活動で今始まっ たわけでないです。前回の選挙などもっとやっていました。今回は一日で終わってま すから余り目に見えなかったけど。しかし、これが町民の目に触れるような表立った ような活動になりますと町民感情としては、必ずそれでいいのですかと言われるので す。公務員というのは中立の立場で立たなければならないのです。そういう立場に立 っている人が、じゃあ仕事が一生懸命やっているからそれでいいのですかと僕ら問わ れたら、そんなことになりませんねと。こういう姿勢も大事ですから、町長あたりも 慎むように注意するのではないですかと私は言っています。そこを私は町長がどう思 っているのだということを問いているのです。問題なのは組合組織の体質です、はっ きり言って。過去にもずっとやっています。だけど今の時代になって、だんだんだん だん人が減って職員数も減ってきて目立つような時代に、この従来からの体質、それ から組織の環境、これをやはり今の時代に合った形の中で、少数精鋭の中でこれから やらなければならない勤務する職員体制の中で、やはりもっとこの辺を変えていかな ければだめなのです。私が心配するのは今新職員がどんどん採用されています、二十 何人。この人たちが町長も言っているように、これから職員として人材育成をさせて いきたいというのなら、こういうこと自体が示しになるのですか、町長。これ答えて ください。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) こういうことが示しになるのかという意味がちょっと理解できないのですけれども、そもそも議員がどうこうということがあったということなのですけれど、それが何かそういうものが町の中にまかれたり、そんなことがあったのでしょうか。私はそれを見ていないものですから、それは組織内でまかれたものなのか、それはそれで組織の中であっていいと思うのですけれども、一般住民向けにそういうものが議員さんがこうだとかああだとかというのは、それは私も見ておりませんので、それがやることがどうかというのも、また見解の違いが、これは大阪の昨年の

あれを見ていましても、それを否とする人と可とする人と学者の中でも分かれてきますし、それぐらいグレーな存在の中にあるわけですので、そこにきちっとした答えというのはまだ出ていない状態ですので、そこに対して首長としてこうこうということは言えませんけれども、言えることはやはり今組合がどうこうという問題よりも、津別町の役場職員がこの町のために役立つ職員であってほしいということで、それに対してさまざまな研修等を組んでいきますよと。そういう中で自分のレベルアップを図っていってくださいと。そして、それ以外に自分たちの思想信条に基づいて何かをするということは、それはそれで別にとやかく言えるものではないというふうに思っています。ただ、人に迷惑を掛けるようなことはやってはまずいなというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 2番、白馬康進君。

○2番(白馬康進君) 町長、私はこういう文章がなんで私のところにもこうやって来るのか知らないけれど、私は町民からいただきましたけれど、この文章は内部文章で恐らく職員内部で周知している文章だと思います。これを見ますと、過激で議員さんを与党、野党と色分けして区別して、選挙闘争というのですか選挙運動をしなければならないということで、こういうものが組合組織の中で過激に書かれてまかり通るということは、我々がこれから新しく議会改革をしようと思って、町長もインターネット中継をするというときに、そういう意気込みがあるのに、職員がこういう目で我々を見ながら一緒にまちづくりをしているということは、これは私は情けないと思っています、はっきり言って。事実これはたくさん書いていますけど、これは一部。でもこれが町民の中にも、町民の一人が持って来たということになると、こんなものが外にも出ているのかなという、その辺がありますけど、これの点はどう思いますか。

○議長(鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 見ていないものをどう思うかと言われても、なかなかお答えがしづらいのですけれども、先ほど言いましたように、労働組合という組織だといろんな組織がありますけども、そこはそこでやっている部分と、それから職員としてしっかり何ていうのですか、行政の仕事としてやっていく部分と一緒くたに混ぜてしまうと、これはどこまでいってもわけのわからない世界になってくるというふうに思い

ますので、それは私は首長として職員がしっかり建設部門であったり、福祉の部門であったりさまざまな林業の部門であったり、その中でしっかり自分のレベルを高めながら、そこに関係する人たち、町民の中で頑張ってほしいということで、それに対して研修費用は十分とは言い切れませんけれども、措置をしながら頑張っていってほしいということですから、その分野とこの分野というのを混ぜて言うと、私も正直言って答えようがないという心境です。

○議長(鹿中順一君) 2番、白馬康進君。

○2番(白馬康進君) このことは押し問答してもしょうがないと思います。これは 町長の姿勢を私は問いているのですから、町長がそういう判断でいくのなら、それは それで私は受け止めますし、私は議員としてそういうふうに感じているから申し上げ ているわけです。見ている見ていないは、そんなことはいいのです、町長。私が見て いるから言っているのであって、それを素直にとればいいのです。町長は職員を少し でもかばっていく気持ちがあります。ただ、それは当たり前です、長として。ただ、 私が先ほど言っているとおり一般町民感情から見て、できるだけこういうことを差し 控えるとか慎むということは、これからしていきなさいと。組合活動においても、た とえこれが認められている範疇であっても、やはり職員、新しい職員に示しがつかな いというのは、意識改革をこれからしていこうというときに、こういう体質では示し がつかないということです。そういうところを改善するように、やっぱり組合のほう にも指導していくとか、やっぱりそういうことが町長の責任者として指導力を発揮す ることでないですか。ですから、そういうことを私は言っているわけです。法律上の 解釈は私は地方公務員が優先されていますから、必ずしも当然な選挙活動とは思いま せん。この辺の根拠は全く私は見解が違います。私も少しは認識していますけど。こ ういう当然の活動の範疇だからと言っている町長が、私は姿勢が甘いというのです。 そういうところは町長も、もうちょっと私たちがこうやって言っているのですから、 少しはその辺もよく私たちが言おうとしていることを見分けて答弁してほしいと思い ます。これ以上、どうだこうだ言いませんけど、私の姿勢というのはそういうものを 伺っているわけですから、もしこれに対して答弁があれば聞いておきたいと思います。 ○議長 (鹿中順一君) 町長。

○町長(佐藤多一君) 職員のレベルアップ、能力アップについては何度もお話ししましたので、そのような形で進めていきたいというふうに思います。そういう別な活動の中で、議員にとっては書いている内容が不快感を覚えたということなのでしょうけれども、見ている方と見てない人で、この場所でお話をしても食い違う部分が多分出てくるのではないかなというふうに思います。いずれにしましても、そういう誤解を招くようなことがあるのであれば、それは私も後ほど見せてもらって、やはり注意すべきところは注意すべき、そしてこれはどうなのだろうかというようなことも含めて職員組合と、これからまた春闘の交渉なんかも今進めていきますし、それからいよいよ6月の議会に向けては、7月1日からの職員の給料のラスパイ超えた部分のストップというのが出てきています。でなければ交付税を削減しますよというのが出てきます。それにあわせて、これは職員だけじゃなくて三役の部分も当然準じるべきであると。あるいは議員の方も準じるべきであるというようなこと。それから臨時職員の方も準じるべきであるというようなこと。それから臨時職員の方も準じるべきであるということが国からも今出ているところです。当然これからまた6月議会に向けていろんな組合との交渉事項も出ていますので、そういう中でもお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長(鹿中順一君) 2番、白馬康進君。

○2番(白馬康進君) 町長が最後に謙虚に私が見解と同時に尋ねたことに対して、私もある程度そういう町長の謙虚な姿勢を受けまして、これ以上私もどうだこうだということでありませんけれど、ただ、私は個人的には職員の個々の思想信条もありますから、政治活動だとか選挙運動は自由ですから、そこまで拒みません。ただ、先ほど言っているとおり、やっぱり体質として変わっていかなかったら、たとえ許された行為であろうと、こういうことはやはり徐々に変わっていくというか改善されていけば、職員も頑張っているし、みんな町長も頑張っているし、議員も頑張っていると、そういうところに見られてくるのではないかと思いますから、その辺を町長にお聞きしているのですから、町長が今言ったように最後に言われたとおり、そういうほうに改善をしていくということになった、そのようにぜひ私は進めていってほしいなと、そう感じておりますのでぜひ。私も最後に申し上げますけれど、役場にしょっちゅう来ますけど、職員にはあいさつし言葉を交わして、できるだけコミュニケーションを

交わしながら職員と親しんでいこうという気持ちを持っています。ですから我々もそういう気持ちで頑張りますから、職員もぜひ組合も含めてそういうことであるということを知らしめて改善をしていってほしいということを、私は最後に町長に要望してこの質問を終わりたいと思います。もし答えがあればお聞きしたいと思います。

- ○議長(鹿中順一君) 町長。
- ○町長(佐藤多一君) 今言われたことについても、また頭に入れながら考えていき たいと思います。

## ◎延会の議決

○議長(鹿中順一君) お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

次に、明日3月19日の会議は、諸般の都合により、特に午後1時に繰り下げて開く ことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。 したがって、明日は午後1時から再開します。

## ◎延会の宣告

○議長(鹿中順一君) 本日はこれで延会します。 ご苦労さまでした。

(午後 3時47分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員